

12. 5. 19

業 鑛 炭 石

報 會 助 互

號 四 第 · 卷 二 第

行 發 日 十 二 月 四 年 二 十 和 昭

筑 豐 石 炭 鑛 業 會

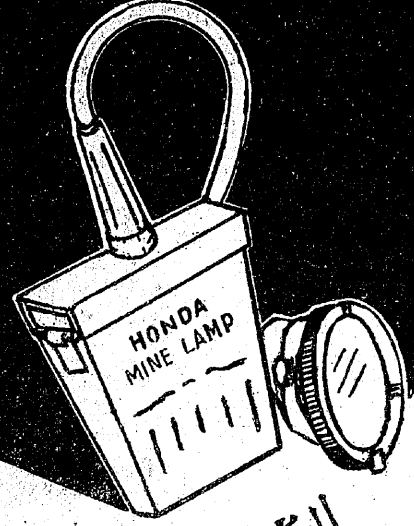
筑 豐 鑛 山 學 校

三 種 郵 便 物 認 可 (每 月 二 十 日 發 行)
印 刷 納 本 昭 和 十 二 年 四 月 二 十 日 發 行

本邦石炭鑛業の趨勢……………	古田慶三……………(二)
最近に於ける互助會炭業の概観……………	風戸道康……………(九)
參考……………	……………(三)
退職積立金及退職手當法に關する質疑解答速記録……………	……………(三)
彙報……………	……………(四九)
本會記事……………	……………(五)
石炭鑛業權設定……………	福岡鑛山監督局……………(四)
統計……………	……………(七)

四 月 號

行 發 會 助 互 業 鑛 炭 石



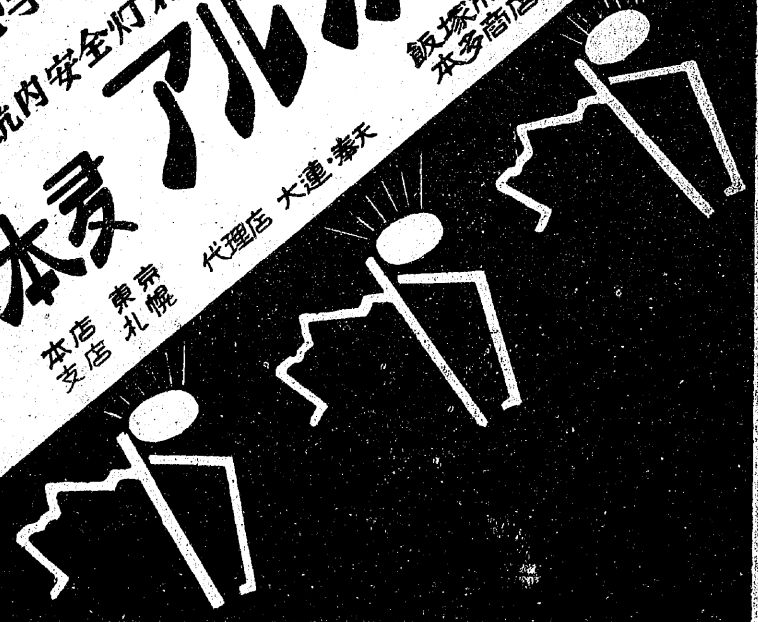
100%の明るさ
軽さ
堅牢

化学日本の誇り
坑内安全灯界の王座

本復アルカリ電池

本店 東京
支店 札幌
代理店 大連・青森

飯塚市
本多商店九州出張所



石炭鑛業互助會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
 第二條 本會ハ石炭鑛業ノ互助ニ賛同スル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
 第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
 第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設クルコトアルベシ

第二章 事業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
 二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
 三、會員ノ福利ヲ行ハスルコト
 四、會員ノ炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
 五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
 一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨリモトス
 二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
 三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ニ同ジ
 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(毎年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經營炭坑ノ職員幹部中ヨリ准會員ヲ推薦スル事ヲ得
 但シ正會員過半數ノ同意ヲ得レバ職員以外ノモノヲ推薦スルコトヲ得

第四章 役員

第八條 正會員ノ准會員算定ノ基準ハ左ノ通りトス
 一、五萬噸ヲ超ヘ拾萬噸迄 無シ
 二、五萬噸以下拾萬噸以上 一名ヲ增加スルモノトス
 三、五萬噸以下拾萬噸以上 一名ヲ增加スルモノトス
 新ニ入會セシメタル者ハ所定ノ申込手續ヲナシ理事會ノ承認ヲ得ベキモノトスル者モ又同ジ
 毎年五月ニ於テ正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ニ増減ヲ生ジタル場合ハ正會員ハ増減スベキ准會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス
 第十一條 第十條ノ規定ニヨリ送炭數量ノ減額ニヨリ准會員ヲ減員スル場合其ノ減員ノ選ニ當リタル准會員ハ異議ヲ述ブルコトヲ得
 第十二條 正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨリ
 第十三條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利益ナル行爲ヲナシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルモノトシテ理事會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ
 第十四條 退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ビ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ

第五章 評議員

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 一、會長 一名
 二、副會長 一名
 三、理事 五名以内
 四、監事 五名以内
 五、評議員 十名以内
 會長、副會長ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之レヲ選舉スルモノトシ、理事、監事、評議員ハ總會ノ正會員又ハ准會員中

化學日本の誇り
 坑内安全灯界の玉座
 本復
 本店 東京 丸の内
 代理店 大連 奉天
 飯塚市 本多商店九州出張所

石炭業 互助會報

第四號

本會々間	(頁外)
本邦石炭業の趨勢	古田 慶三 (一)
最近に於ける互助會事業の整理	風戸 道雄 (九)
鞍手、天童、筑紫、臨新東邦炭礦株式會社	(一)
炭礦採掘に關する整理	中西 信三 (三)
昭和十一年度の石炭價格標準價格	(三)
炭礦採掘立合及炭礦手當法に關する實業管理記	(三)
本會新入會員紹介	(四)
本會記事	(四)
石炭業權設定	(五)
統	(五)
石炭業權設定	(五)
統	(五)

石炭業互助會會則

第十七條 本會の代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補助シ會務ヲ執行ス

第十八條 本會の代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補助シ會務ヲ執行ス

第十九條 本會の代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補助シ會務ヲ執行ス

第二十條 本會の代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補助シ會務ヲ執行ス

第二十一條 本會の代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補助シ會務ヲ執行ス

第二十二條 本會の代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補助シ會務ヲ執行ス

第二十三條 本會の代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補助シ會務ヲ執行ス

第二十四條 本會の代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補助シ會務ヲ執行ス

第二十五條 本會の代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補助シ會務ヲ執行ス

第二十六條 本會の代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補助シ會務ヲ執行ス

第五章 資産及會計

第三十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金ニ繰入レ又ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第三十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第三十九條 臨時總會ハ左ノ五種トス

第四十條 臨時總會ハ左ノ五種トス

第四十一條 臨時總會ハ左ノ五種トス

第四十二條 臨時總會ハ左ノ五種トス

第四十三條 臨時總會ハ左ノ五種トス

第四十四條 臨時總會ハ左ノ五種トス

第四十五條 臨時總會ハ左ノ五種トス

第四十六條 臨時總會ハ左ノ五種トス

第四十七條 臨時總會ハ左ノ五種トス

第四十八條 臨時總會ハ左ノ五種トス

第四十九條 臨時總會ハ左ノ五種トス

第五十條 臨時總會ハ左ノ五種トス

石炭鑛業 互助會報

第四號

目次

本會々則……………	(頁外)
× 本邦石炭鑛業の趨勢……………	古田慶三(二)
× 最近に於ける互助會炭業の概観……………	風戸道康(九)
× 鞍手、天道、筑紫三礦新東邦炭鑛株式會社に讓渡……………	(三)
× 炭塵爆發に關する變遷……………	中西 信(三)
× 昭和十一年度内地鑛産稅賦課標準價格……………	(三)
× 退職積立金及退職手當法に關する質疑解答速記録……………	(三)
× 本會新入會員紹介……………	(四)
× 本會記事……………	(五)
× 石炭鑛業權設定……………	福岡鑛山監督局(五)
× 統計……………	(七)

本邦石炭鑛業の趨勢

昭和石炭株式會社 專務取締役

古田慶三

我國石炭業は最近數ヶ年間に於ける石炭需要の激増と生産並に販賣の兩方面に亘る統制の強化とにより未曾有の盛況と安定に恵まれつゝ、一路發展の途上を辿りつゝある。

一、需給の趨勢

我國に於ける石炭の需要は金再禁止を契機とする輸出貿易の世界的飛躍に加ふるに、インフレーションの進展に起因する重工業、化學工業、電氣業の一大躍進及び之に伴ふ一般産業の全面的殷盛により昭和八年以來異常なる増勢を辿りつつある、之を昭和石炭會社調査に係る有煙炭需要調に就て見れば(第一表参照)

昭和八年 總需要 三五七千噸
昭和九年 對前年增加(增加率) 一〇・六〇%
昭和十年 三五四千噸(九七・九%)

右の如く年平均約三五〇萬噸の増加を示し昭和十二年には四、七五六萬噸と云ふ未曾有の巨額需要が豫想せられ、不況のどん底に沈倫せる昭和六年の有煙炭總需要に比し、二、〇六五萬噸(七七%)てふ驚異的激増を示現せんとし

てゐる、斯如き需要の躍増は重工業、化學工業、電氣業等の活況を主因とするものにして、我國産業機構の重點が従來の輕工業本位より重工業、化學工業本位へと移行しつつあることを物語るものであり、今後も國防豫算の膨脹に伴ふ生産力擴充の線に沿ひ益々是等産業部門に於ける石炭需要の増加が豫想される。
重工業に於ける石炭需要の大宗が鐵鋼業なるは論なく、

— 勢趨の業鑛炭石邦本 —

調要需炭石別業産 (表一第)

業別	(有煙炭)					平均増加
	昭和八年	九年	十年	十一年	十二年(豫想)	
重工業	四、七二〇	五、〇七〇	六、一七二	七、一七二	八、二七二	一、〇〇%
鐵業	二、八七一	三、〇〇〇	三、四四一	三、七二七	三、九二一	一、〇〇%
電氣業	一、八八二	二、五五六	二、八八二	三、三三三	三、五六一	一、七〇%
瓦斯コークス業	一、八二一	一、〇〇〇	二、〇五八	二、二二七	二、三〇〇	一、九〇%
紡織工業	三、一七四	三、五八九	三、四八三	三、八四六	四、〇〇六	一、二〇%
化學工業	二、七三三	三、四四七	四、一七四	五、一五五	六、三三三	一、七〇%
食品工業	二、〇八八	二、一六六	二、〇七四	二、二二六	二、三三六	一、〇一%
官道業	七六六	八〇六	八七二	八二六	八七二	一、〇一%
其他雜業	三、八五九	三、九五九	四、〇六一	四、一〇七	四、三三〇	一、一〇%
陸上計	二七、四三三	三〇、八七六	三三、八八八	三六、九四四	四〇、六八〇	一、三三%
内船燃料	三、一七五	三、五六六	三、七七七	三、八四九	三、九四九	一、二〇%
内地計	三〇、六〇八	三四、四四二	三七、六六五	四〇、七九三	四四、六二九	一、二七%
外地	二、七〇〇	二、四三三	二、二三三	二、一六九	二、一〇〇	一、〇〇%
總計	三三、三〇八	三六、八七五	三九、八九八	四二、九六二	四六、七二九	一、二〇%

就中其の大半を占むる製鐵コークス原料炭は製鐵國策の進行に連れ、將來莫大なる需要増加を來す趨勢にある、化學

工業に於ては人絹並に人織工業の躍進、之に牽連する曹達工業、各種藥品工業の殷賑、石炭系硫酸合成法の本格的發

展等々が需要増加の主因にして、之等各種化學工業並に重工業の發展は勢ひ電力需要を旺盛ならしめ發電用炭の需要増加を來すことになる。

以上三大産業の股盛並に國力の伸張に伴ひ窯業、鐵道、紡織工業、瓦斯コークス業、食料品工業等々の一般産業も全面的に流況を興し、石炭需要を益々旺盛ならしめつつある。

更に將來の石炭需要に於て最大注目に値するものは人造石油工業の勃興である。政府の石炭液化七ヶ年計畫は昭和十八年に二百萬噸製油を目標にしてゐるが現在の揮發油需要四百萬噸に今後の需要増加を考慮に容れると、之は國防計畫の目標に遠く及ばざるものにして、恐らくは斯業の進行過程に於て、更に速大なる計畫が樹立せらるるに至らずやと思はれる、從て斯業の本格化に伴ふ油化用炭の需要は實に莫大なる數量に上るであらう。

右二百萬噸計畫の中、其約半量は領土並に滿州に於て、残りの約百萬噸が内地に於て製油せらるることとなるべく製油應當りの石炭所要量は約五萬噸と云はれるから、内地に於る油化用炭の所要量は昭和十八年には約五百萬噸と推算される。

斯如く製鐵並に油化原料炭は將來に於ける需要増加の大

宗となり、昭和十六年には是等特殊用炭のみにて千二百萬噸近くの巨額需要に上るべく、其他、化學工業、電力業を主體とする一般用炭の需要は約五千三百萬噸近くに上り、總需要大約六千五百萬噸に達し、十一年度總需要に對し二千百萬噸、四八%餘の激増を豫想される。

之に對する供給の狀態を見ると別表に於ける如く總供給の九割内外は内地炭により、殘一割が移輸入炭によつて、附はれ大體に於て我國石炭界は自給自足の狀態に在ることが判る(第二表參照)。且又内地炭は供給總量と略同一の増加率を辿り、大體需要の増加に歩調を合せて増産せられつつあることを示してゐる、總需要の一割が移輸入炭に依つて賄はれてゐるのは内地市況の安定を計るが爲めに先づ非統制炭たる移輸入炭にフル・シエヤーを興へて内地協定炭の送炭を調節抑制せる結果に外ならず、内地炭の無力を物語るものではない。

從來稍もすれば内地の石炭資源は貧弱であるとか、老境に入つたとか言はれ、多きを望む能はざるかの如くに悲觀せられたのであるが、昭和七年末以來俄然生起せる石炭の急激なる需要増加に對し昭和八年以來の僅か四ヶ年間に内地炭のみにて一千四百萬噸餘の増産を行つて激増せる需要

(表二第)

年次	内地炭			移入炭	輸入炭	供給計	全供給中に於ける内地炭の割合 %
	生産	消費	貯蓄				
昭和八年	30,340	100	2,911	33,560	90.4		
九年	31,802	100	45	31,847	99.3		
十年	35,028	100	55	35,083	99.8		
十一年	41,333	100	1,177	42,510	97.1		
十二年	48,861	100	1,955	50,816	96.2		
五ヶ年平均	35,133	100	755	35,888	97.8		
(割合)	20.0	1.2	2.1	100	20.0		

に應じ得たのみならず、尙増産の餘地綽々たるものあるを見れば此の悲觀の杞憂なるを知ると共に我國石炭業の強靱なる弾力性を窺ひ得るのである、日本の石炭資源は内地、領土を併せて二百數十億噸と推算せられ、其の埋藏地點も多くは海岸からの距離近く、搬出に地の利を占め、實際上

の利用率は他國に比し良好であるから逐年技術並に機械の進歩に伴ひ其の大部分を採掘し得るやうにならう、從て今後重工業、化學工業、電氣業の躍進、人造石油工業の勃興等に因る石炭需要の激増を考慮に容れても將來數百年の供給に事缺く虞れはなかるべく、我國石炭鑛業の前途は實に洋々たるものがある。

二、統制の概況

内地炭界は主要炭業者を網羅する生産カルテルたる石炭鑛業聯合會並に販賣カルテルたる昭和石炭株式會社の連繫による自治的統制が頗る巧妙適切に行はれ、且つ、九州地方に於ける中小炭鑛主の生産並に販賣カルテルたる互助會石炭株式會社が之と協調を保てるため協定炭は全國産炭の約八〇%餘を占め、寔に空前無比の安定を得てゐる。

(A) 生産統制

生産カルテルたる石炭鑛業聯合會は大正十年に全國主要鑛主の任意的協定により結成せられ、送炭調節による石炭供給の調整を其の主要職能として來た。

之を構成する左記會員は或は團體會員たる地方鑛業會と

して中央機關たる石炭鑛業聯合會の全國的統制に基き夫々獨自の協定をなし、又は單獨會員たる炭鑛として直接聯合會の統制下に立ち地方的統制を行ふ建前をとつてゐる。

(1) 團體會員

- 筑豊石炭鑛業會
- 北海道石炭鑛業會
- 常磐石炭鑛業會
- 宇部鑛業組合
- 肥前石炭鑛業會
- 松島炭鑛株式會社
- 九州炭鑛汽船株式會社
- 三井三池鑛業所
- 三菱高島鑛業所
- 三島岩屋炭鑛
- 貝島東松島炭鑛

(2) 單獨會員

生産統制の根柢をなす送炭割當數量は昭和石炭會社の調査に係る全國石炭需給豫想に基き先づ全需要豫想數量よりアウトサイダーの供給豫想全量を差引きたる殘數量を以て之に充當し、需給の圓滿なるバランスを保持する建前をとり且つ、割當期間は年間の需要季、不需要季に照應するやうに考慮して、上期(自四月至九月)下期(自十月至翌年三月)に之を分ち、需要の季節的變動に對處する仕組をとつ

てゐる、而して需給均衡の完璧を期する爲めに、聯合會會員は各自の割當高嚴守を申合はせ之が實現に努力し、割當高超過の送炭を認めぬと同時に割當高迄は必ず送炭するを要することとし、超過送炭に對しては勿論のこと、不足送炭に對しても夫々の過不足數量につき適當の罰金を課し之が履行を強制し、且又、期の途中に於て需給の變調を認むるときは適宜之を調整し得るやうに融通性のある調節方法を講じてゐる、最近には需要激増し兎角送炭が之に伴はない傾向があるので、超過罰金を引下げ、不足罰金を逆に引上げ極力増産を勸奨する事になつた、斯如く、最初は送炭制限と云ふ消極的な方面に主力を置いた石炭聯合會が近來の需要激増趨勢に對處すべく、從來の抑制主義より積極的な増産獎勵主義に機能の重點を轉向せしむるに至つた事は注目に値する。

尙、石炭聯合會は九州全國に於ける中小鑛主の生産並に販賣カルテルたる互助會石炭株式會社と毎期送炭割當高を協定し、其の協定數量は内地全出炭の八〇%餘に上り、且つ双方共協定割當高の嚴守を實行し來りたるため、内地炭界は需給の均衡を保ち、未曾有の安定を招來するに至つた且又、聯合會は毎期滿鐵と協調して輸入炭の大宗たる撫順

炭の内地輸入數量に就ても協定してゐるから、内地向全供給數量から云つても八割以上が生産協定の實質を備へてゐる譯である。

(B) 販賣統制

販賣カルテルたる昭和石炭株式會社は昭和七年十一月全國主要鑛主の任意的協定に依て結成された。從來も石炭販賣統制は種々の形に於て幾度も計畫せられ實現しかけたが何れも不幸にして失敗に歸した、然るに昭和五年から昭和六年夏に亘つて襲來せる世界的大不況は炭鑛業を最も強烈に震撼し、需要の減退炭價の暴落等慘憺たるものあり、石炭聯合會の生産統制のみにては到底炭業者の苦境を切抜け得ざることが痛感せられ同時に、時代の風潮たる統制經濟思想にも影響せられ、炭業者間に協調の議熟し、昭和石炭株式會社の設立を見るに至つたのである。

昭和石炭會社の構成メンバーたる株主は前記石炭聯合會の加盟鑛主と略同一である。同社の主要職能は石炭需要を精査し適正なる調節を圖ること、炭業者相互の無謀なる競争を排除し炭價を妥當なる水準に安定せしむること荷役輸送の合理化、石炭利用の合理化を提進する事等々である。

需給調節に關する昭和石炭の任務は全國石炭需給の動向を精査して正確なる需給豫想を樹て、石炭聯合會に依る送炭割當高決定の指標を提供することにある。之が爲めに本支店總動員にて全國に調査網を張り、株主各社よりも必要な統計資料を一切提出せしめ、産業別、得意先別に精細なる石炭需要を調査し、之を總括して全國石炭需要を豫想し、他面アウトサイダーの供給數量をも精密に推定し、先づ之にフル・シェヤールを與へ、其の差引殘額を統制炭の送炭所要高とすると云ふ穩健妥當なる方法に依り需給の均衡を期してゐる。而かも需給何れかに變化を認むる場合には機を逸せず石炭聯合會と協議して其の對策を最も機敏に實行し、常に需給のバランスを失せぬ様に注意してゐる。之がため昭和石炭會社設立後四ヶ年餘の實績に徴すれば、需給は殆んど完璧に近い程度の均衡を保つに至つた。

右の如くにして需給のバランスが保たれば、炭價は自然或程度迄安定すべきものであるが、更に之を公正妥當なる水準に維持せしむるために、人為的工作を加へ生産費を割る如き不當の低位にあるものは之を是正して正當なる市價水準に引上げると共に、他面、不當の上げを抑制し、格付に依て同種炭は同値とし價格の公平を保ち、會社により

甲乙なき事としたので、從來の如き無謀なる販賣競争は除
去せられ、炭價は常に公正妥當なる點に安定するやうにな
つた。之は實に供給者側に對してのみならず又需要家側
にも便益なる所以が次第に認識せられつつあることは欣快に
堪へぬ處である。

尙昭和石炭會社は直接販賣の衝に當るものではなく、販
賣契約、荷渡、代金の受授等の商行爲は總て株主各社が夫
々の危険負擔に於て各別に之を行ひ、昭和石炭會社は統制
の大局的見地から株主各社の販賣數量並に値段其他の諸條
件を規律し各社が準據すべき販賣上の指標を示し、且、株
主の荷渡を監査し、送炭割當數量に基きて決定せらるゝ各
株主の販賣割當數量を過不足なく賣捌かしむる様に努力す
るのである。

荷役、輸送の合理化並に石炭利用の合理化は何れも其の
緒に着き、今後其の成果には大いに期待し得べきものがあ
る。就中、石炭利用の合理化に就ては近代科學の進歩に伴
ひ石炭の利用價値は非常に向上し、單なる直接燃料たるに
止まらず貴重なる各種化學原料としての用途が著しく多角
化する今日に於ては石炭の性質をよく攻究し、適所に適性
炭を振り向け資源の合理的利用を圖ることが緊要である。

之がため昭和石炭會社は大規模なる石炭研究所を設置して
先づ炭種の單純化、規格の統一に全力を挙げ、同社の石炭
工業分析は最高權威としての正確を誇り得るに至つた。更
に今後は之を基礎に化學分析に進み用途別適性に依り利用
の合理化を促進すべく一意邁進してゐる。

昭和九年五月、石炭鑛業は重要産業統制法の指定を受け
同法の適用圏内に入ることとなつた。同法制定の趣旨は重
要産業の健全なる發達を期するためのカルテル助成と獨占
の社會的弊害を抑制するためのカルテル取締の二點に繫り
立法當初はカルテルの助成に運用の重點が在つたのが、近
來は其の取締監督に重點が移行し來り、石炭業を斯法の適
用圏内に入れたのは、石炭カルテル獨占の弊害を取締らんと
する用意に出たものと認めらるる。然るに日本に於ける
石炭の自治的統制は諸國に比を見ざる程の公正妥當なる運
用に依り、需給の均衡並に炭價の調整に其の實を挙げ來れ
る爲め、未だ曾て石炭業に對し同法が發動し國家の干渉を
來した事がなく、自治統制の妥當性を裏書してゐるのは業
者の誇りとする所である。 (昭和十二、四、九)

最近に於ける互助會炭業の概觀 (二)

石炭鑛業互助會主事 風 戸 道 康

五、生産並に販賣統制概要

生産統制

本會所屬炭鑛は従前筑豊鑛業組合(現在の筑豊石炭鑛業
會)に大手筋炭鑛と共に加盟し石炭鑛業聯合會の生産統制
に服してゐた。然し當時の統制は頗る不充分で、即ち昭和
四五年の如き最不況時に於てさへ聯合會は僅か五分の送炭
制限を行ふが如き状態で、供給は需要を越え、炭價はコス
トを割り、爲に中小炭鑛は經營困難なるもの多く、中には
廢礦倒産するものあり、大手筋に於ても採算不利を告げて
ゐたのである。

因つて筑豊中小炭鑛業者は此際炭界の統制を鞏固ならし
むる必要ありとして、昭和五年四月上嘉穂鑛業會(後互助
會と改名)を組織し、筑豊鑛業組合の機能改善、三割の生

産制限の實現等を其のスローガンとして炭界刷新、統制強
化従業員擁護の大運動を起し其の主張の大半を實現するこ
とを得た。

尙昭和七年撫順炭の移入による内地炭界の脅威を除去す
べく大運動を起したが政府及び滿鐵は會の要望を正當とし
て其の制限を行ふ事となつた。

而して其の翌年即昭和八年九月十五日筑豊鑛業組合より
獨立して筑豊石炭鑛業互助會と改名し、石炭鑛業聯合會と
並んで中小炭鑛統制機關の設立を見た譯である。以後本會
は常に石炭聯合會と折衝し内地石炭需給の圓滑なる統制に
努めて來た。目下本會の統制する炭鑛は福岡、長崎、佐賀
の三縣下の七十四鑛(本月一礦増加)に及び、之等諸鑛に
對する生産振當額は合計約五百三十萬噸の多きに及んでゐ
る。

左記は十二年度内地石炭需要見込及供給割當數量である

需要 四四、六〇五千吨 (昨年ヨリ三、八一四千吨増)
 供給 四四、八〇五千吨 (需要ヨリ二〇萬吨多キハ)
(期末貯炭増加ノ爲)
 内譯 聯合會 二七、七一二千吨
 互助會 四、三二九千吨
 非協定炭 一一、七六五千吨

右の中非協定炭には互助會會所屬の分九十五萬二千吨が含まれてゐるので結局互助會出炭振當は、合計五百三十萬吨となる。

販賣統制

右の如く本會所屬炭礦の統制は本會に依つてなされて來たのであるが、夫れは主として生産額の統制で販賣方面は殆んど無統制で、各礦は連絡、協調を無視して自由販賣を行ひ其の蒙むる不利の勘からざるものがあつた。此處に於て本會は昨年末互助會石炭株式會社を設立し、生産統制と販賣統制を一元化し完全なる統制を實現すべく、飛躍的に其の機構を充實擴大し、活潑なる活動を行つてゐるが目下新會社は左の如き方法を以て販賣の統制を實現してゐる。

互助會石炭株式會社の販賣統制方法

業務課長 佐藤 愿純氏談

本會が販賣統制の使命を達成するには各種の方法があり

ませうが其の主なるものは大體左の如き三種の方法であるとしてゐるのであります。

- 一、各株主の勘定と危険負擔の下に行ふ共同販賣
- 二、各株主の勘定と危険負擔の下に行ふ委託販賣
- 三、引合先及び賣値の査定

而して第一の方法は株主炭の販賣統制を完全に行ふ上に最も理想的なものでありまして、之に依れば、各株主は多大の費用を投じて販賣機關を設置する必要もなく、統制も完全に行ふ事が出来るのであります。目下各株主の特殊な事情もあり當分其の實現は不可能として將來の懸案としてゐるのであります。而して此の方法は昭和系炭礦に於ても行はれてゐない。従つて本會が目下採用してゐる方法は昭和系炭が行つてゐる様な、第三の方法に依る販賣價值の査定及引合數量、又は引取の確實性等の査定を會社が行ふ事を原則として、尙第二の方法も採用し、一部礦主の希望に依り、其の出炭の全部又は一部分の委託販賣又は賣込先斡旋を行つてゐるのであります。従つて本會の販賣統制の方法を昭和と比較すれば、昭和は單に第三の方法に依り値段引合先の査定を行ふ事のみに限られてゐますが、本會は定款にある様に、會社株主炭の買付並に販賣(委託)を行ひ

第三の方法に第二の方法を株主の一部に併用してゐる點が多少相違してゐる譯であります。

次に引合の審議機關としては昭和の商務委員會に比敵する委員會があり毎週火曜金曜其他臨時に會合をなし引合の審議を行つてゐるのであります。而して此の委員の選出は各株主中より選出する事を原則としてゐるが、一部は會社が株主の委任状を受け株主として委員會に出席し引合審議及び取引先との商談も無口錢にて代行してゐるのであります。尙委員會の權限は引合審議の外、部分的には決定權も有し昭和の商務委員會より權限が擴大されてゐます。

次に本會には昭和の協議委員會に比敵する理事會があり之は主として委員會に決定權無き事項の審議並に決定を行つてゐる機關であります。

其他本會は株主炭の信用増大の實行方法として調査機關を設け現場に現場員を置き貨車毎に品質、入量其他に就き一々検査を行ひ、不備な點の改善を促し、同時に契約の完全なる履行を各株主礦主に對し注意し、警告すべき事は委員會の決議に依つて之を發する等極力其の改善に努めてゐる次第であります。

大體以上が本會の目下行つてゐる販賣統制の實狀であり

互助會石炭株式會社定款

第一章 總則

- 第一條 會社ハ互助會石炭株式會社ト稱ス
- 第二條 會社ハ石炭ノ需給調節販賣統制品質改善ヲ計ルヲ以テ目的トシ左ノ業務ヲ營ムモノトス
 - 一、石炭ノ賣買並ニ仲介
 - 二、前號ニ附帶スル事業
- 第三條 會社ハ本店ヲ福岡縣若松市ニ置ク
- 第四條 會社ノ公告ハ福岡市ニ於テ刊行スル福岡日日新聞ニ掲載スルモノトス
- 第五條 會社ノ存立時期ハ會社設立ノ日ヨリ滿拾年トス
- 第六條 會社ノ資本及株式
 - 第一、資本 資本金ハ金壹百萬圓ト定メ之ヲ貳萬株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓也トス
 - 第二、株式 會社ノ株式ハ凡テ記名式トシ株券ハ壹株券、拾株券、五拾株券ノ參種トス
 - 第三、株券 株券拂込ノ日時場所及金額ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
 - 第四、株券 株券ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日迄拂込金百圓ニ付日歩四錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ支拂フモノトス
- 第七條 會社ノ株主ハ石炭鑛業互助會ノ會員ニ限定ス株主ハ住所

右に依れば各業務中最も多數を占めてゐるものは採炭夫で男女計一萬八千三百二十八人で、全礦夫數の丁度半數程であり、次が支柱夫の約七千人、選炭夫の約二千六百、坑外運搬夫の千八百、坑外機械夫の約千六百の順となつてゐる。

地方別では鞍手、嘉穂、遠賀が最も多數を占め合計二萬八千人で全數の七割強に及んでゐる。

礦夫の年齢調

(昭和九年四月末現在、炭礦數四四)

年齢	坑内夫		坑外夫		合計	
	實數	比例	實數	比例	實數	比例
十五才以下	17	0%	79	0%	96	0%
自十六才	85	0%	371	0%	456	0%
自十九才	101	0%	300	0%	401	0%
自二十才	166	0%	315	0%	481	0%
自廿四才	33	0%	33	0%	66	0%
自廿五才	24	0%	19	0%	43	0%
自廿九才	2	0%	2	0%	4	0%
合計	315	100%	371	100%	686	100%

年齢	坑内夫		坑外夫		合計	
	實數	比例	實數	比例	實數	比例
自三十才	213	31%	36	10%	249	36%
自卅四才	36	5%	3	1%	39	6%
自卅九才	209	30%	6	2%	215	31%
自四十才	155	23%	13	4%	168	24%
自四十五才	84	12%	7	2%	91	13%
自五十才	43	6%	3	1%	46	7%
自五十五才	23	3%	1	0%	24	0%
自六十才	2	0%	1	0%	3	0%
合計	686	100%	371	100%	1057	100%

右に依れば坑内夫は廿五歳より卅九歳迄が最も多數を占め四十五歳以上になれば其の數が急激に激少してゐるが此の事は年が行けば坑内の仕事は無理であるからである。坑外夫の中女礦夫にありては十六歳より二十四歳迄が最も多數であるが之は結婚迄に婦人が多く之に従事する事を物語つ

てゐる。尙互助會系炭礦と大手筋炭礦との年齢上より見た相違點の主なるものは大手筋の方が若年者の多い事であるが、此事は大手筋炭礦が機械採炭及び集約採炭を行ひ、年長熟練手掘採炭夫を必要としなくなつた事を示し、互助會に於ては未だ之等の礦夫が必要とされてゐる事を現してゐる。

礦夫地方別出身地調

(昭和九年四月末現在、炭礦數四十四)

地方別	實數	比例
北海道	16	0%
東北地方	28	0%
關東地方	49	0%
北陸地方	46	0%
東山地方	12	0%
東海地方	46	0%
近畿地方	109	1%
中國地方	136	2%
四國地方	107	1%
九州地方	131	2%
朝鮮	176	3%
其他	1	0%
合計	1,703	100%

礦夫縣別出身地調

(但し九州、中國、四國)

縣	男		女		計
	實數	比例	實數	比例	
福岡縣	5,065	14%	1,433	4%	6,498
佐賀縣	1,537	4%	233	1%	1,770
長崎縣	481	1%	83	0%	564
熊本縣	1,439	4%	286	1%	1,725
大分縣	833	2%	222	1%	1,055
宮崎縣	466	1%	59	0%	525
鹿兒島縣	781	2%	107	0%	888
沖縄縣	86	0%	4	0%	90
合計	10,688	28%	3,116	8%	13,804

右二表によれば九州出身は全礦夫數の七七%を占め其中でも福岡縣は三八%の最多數で佐賀、熊本、大分之に次ぎ、朝鮮人礦夫は全體の七%に達し約千貳百人を數へてゐる。

礦夫の雇傭狀況

礦夫の募集方法としては本會所屬炭礦として別に特殊の方法を用ふるものでなく一般に行はれてゐる方法に依つてゐる。即ち直接募集としては事業主係員が出張してなす募

働は常に危険を供ひ、傷害多く爲に工場労働者に比較すれば其の稼働率は頗る低率である。特に本會系炭礦に於ては採炭稼行條件不良であり、設備等も不備の爲大手筋炭礦に比し、採炭夫の稼働率は八%低く、坑外夫は六%劣つてゐる。左記統計は昭和八年十一月より同年四月迄の本會所屬炭礦四四礦の稼働率である。尙稼働率とは在籍稼働者數中實際稼働した稼働者數の割合の事である。

年 月	坑内夫	坑外夫
昭和八年十一月	七三・一	八三・六
同 十二月	七五・六	八四・六
昭和九年 一月	七三・六	八二・二
同 二月	七二・八	八四・〇
同 三月	七四・九	八四・六
同 四月	七四・〇	八四・〇

備考 本表の稼働率は各炭礦の月平均率を合計し、夫れを礦夫數で除して得たものである。尙右の各炭礦の月平均稼働率は、日々の稼働率の月合計を其の月の日數(公休日を除く)を以て除して得たものである。

礦 夫 賃 金

本會系炭礦礦夫賃金は本年一月分は左の如し

賃金支拂の方法は坑内夫は多く稼高拂で、石炭一噸に就いて何程、掘進一間に就き何程として算定してゐる。但し雜夫及び坑外夫等には多く日給制度を適用してゐる。

福 利 施 設

炭礦稼働者の福利施設は他の一般工場労働者のそれとは著しく異つてゐる。即炭礦稼働者は多く炭礦事業場の附近に社宅を與へられて其處に收容群居し、地域的に他都市、又は他部落と離れて一種の別世界を形成してゐるものが多い。随つて福利施設の方法は頗る複雑性を帯び、多面的である。即ち經濟方面に、保健方面に、教育方面に、修養、趣味、慰安方面に其の爲すべき事が非常に多いにも拘らず從來は各炭礦共餘り之を顧みてゐなかつたが現在大手筋方面に於ては全力を擧げて其の完備に努め贅澤な施設を行つてゐる炭礦もある。而して本會系炭礦は割合此の方面は遅れたる感があつたが最近日本化學系、新東邦系(舊金丸鑛業、野上鑛業系)諸炭礦等は萬般に亘つて施設の完備を行つてゐる。又其他中小炭礦に於ても漸次購買會を初め、診療所等の改善設備がなされてゐる。

總 平 均	坑 内				坑 外			
	支 柱 炭 夫	運 搬 夫	機 械 夫	工 作 夫	支 柱 炭 夫	運 搬 夫	機 械 夫	工 作 夫
一、六三七	一、四三一	一、二五三	一、一五〇	一、〇三六	一、四四二	一、〇三七	一、一九七	一、二六七
三〇、五六三	二〇、一	九八六	八三七	九八六	三〇、五六三	二〇、一	九八六	八三七

右に依れば採炭夫の賃金が最も高く次は支柱炭夫であり、最も安いのは選炭夫である。尙右表には現れてゐないが之を地方別に見れば最も高賃金の地方は長崎縣で總平均一圓四拾四錢となり次が粕屋郡の一圓四十一錢、遠賀郡の一圓三十八錢、嘉穂の一圓三十七錢の順となつてゐる。次に賃銀に就て注目すべき事は最近著しく値上り現象を來してゐる事で現在本年一月賃金を半年前の昭和十一年七月分に比較すれば約一割の値上りとなつてゐる。

購買會施設炭礦數

(昭和八年四月末日調、炭礦數四四)

設置炭礦數	直營	委託	直營及委託
二九	二一	六	二九
昭八年度賣上高	一、〇九五、七〇一圓四七		
最近一ヶ年間經費	五四、八六〇圓七四		

購買會で取扱ふ物品は主として米、雜穀類、鹽、砂糖、味噌、酒類、薪炭類、生魚、乾魚、肉類、野菜類其他日用品の雜貨類等である。購買會に於ける販賣値段は一般の市價より廉價で、食料品の如きは普通平均五分乃至一割五分程度低廉である。販賣方法及現金賣制度と、掛賣制度がある。本會系炭礦の大部分は多く後者の方法に依つてゐる。

保健方面の施設

(昭和八年調査、炭礦數四四)

本會系炭礦に於ける診療所實施設炭礦數及醫療者數は左の如くである。

設置炭礦數	診療所數
一四	一四

醫師	一八
藥劑師	四
醫師	一
看護婦	一六
見習看護婦	二八
病室	七
患者收容定員	三五
昭和八年度經費	九七
昭和八年度診療料金	八三、八二八圓〇三
その他の收入	七二、五〇九圓六八

共同浴場

(昭和八年度調査、炭礦數四四)

設置炭礦數	四一
浴場數	四七
最近一ヶ年經費	二六、三九九圓九五

託兒所

(昭和八年度調査炭礦數四四)

設置炭礦數	九
託兒所數	一八
託兒數	一六八

保母數	四六
最近一ヶ年經費	九、四一〇圓六九

礦夫統轄組織

昭和四、五年頃迄は本會所屬炭礦の多くは納屋頭制度により稼働者の統轄を行つてゐた。即ち納屋頭は礦夫の募集採用、繰込、作業督勵の事は勿論、賃金の支拂や風紀衛生等の一身上の世話に至る迄之を行ひ、苟しくも礦夫に關する一切の事は其の權限に屬してゐたのである。而して、炭礦は納屋頭に對してそれに屬する礦夫の賃金を支拂ひ、納屋頭は此の内から幾分の頭を刎ねて礦夫に支拂つてゐた。従つて礦夫と納屋頭とは身分的にも又經濟的にも一種の親分兒分の關係が維持され、礦夫は納屋頭に對し絶對服従する事に依りその生活の保障を受けてゐたのである。右の如き次第で炭礦は礦夫の統轄管理を間接的に行つてゐたのであるが其後礦夫の賃金は炭礦側より礦夫に直接支拂はねばならなくなつたので、納屋頭に對し炭礦は一定の歩合金を交付し、礦夫に對する賃金は炭礦と礦夫との間に直接給付の形に改められた。然し其後と雖も納屋頭は礦夫の支配權を持つてゐたが、各炭礦は漸次納屋頭制度の撤廢に努め現在

に於ては其の制度は殆んど其の影を没し工場労働者統轄、管理と同様な制度が採用され勞務係之に代り、勞務主任が勞務關係一切の仕事の首腦部をなしてゐる。その主なる職掌は大體左の如くである。

- 一、稼働者の募集に關する事
- 一、稼働者の採用及解雇に關する事
- 一、稼働者の就業督勵に關する事

- 一、稼働者の賃金支拂に關する事
- 一、稼働者の健康保險に關する事
- 一、稼働者の扶助に關する事
- 一、稼働者の舍宅に關する事
- 一、稼働者の福利施設に關する事
- 一、炭坑内の保安、風紀、衛生取締りに關する事

(續)

鞍手・天道・筑紫三礦

新東邦炭礦株式會社に讓渡

本會所屬金丸礦業株式會社經營の鞍手炭礦及び野上礦業株式會社經營の天道炭礦、筑紫炭礦の三礦は本月初め新東邦炭礦株式會社に讓渡され以後同社に於て事業一切を經營する事となつた。尙新東邦炭礦株式會社は東邦炭礦株式會社の姉妹會社であり、右三礦買収と共に設立された新會社で資本金五百五十萬圓、今後設備の擴張と充實に努め出炭の増加に努むる事になつてゐる。因に同社取締役社長には赤司初太郎氏が就任した。

炭塵爆發に關する變遷

中 西 信

炭礦爆發が頻發して世の耳目を惹くに至つたのは明治の末期であつて、明治三十九年三月十日には世界的記録であつたフランスのクリーエー炭礦の大爆發があり實に一〇九九人の死者を出してゐる。本邦で大爆發として數へられるものは明治三十二年六月十五日の豊國炭礦の爆發で死者二一六人、明治三十九年三月二十八日には高島炭礦の三〇七人、明治四十年七月二十日には豊國炭礦の三六五人、明治四十二年十一月二十四日には大之浦炭礦で二五六人、明治四十五年四月二十九日には夕張炭礦で二六七人、同年即大正元年十二月二十三日には夕張炭礦で二一六人、大正二年二月六日には三瀬炭礦で二〇二人、大正三年十一月二十

八日には若鍋炭礦で四二三人、同年十二月十五日には方城炭礦の六六五人でこれは本邦の最高記録であつた。大正六年一月十一日撫順大山坑で九一七人、同年十二月二十一日には大之浦炭礦桐野坑で三七五人、大正九年九月十四日には夕張炭礦で二〇九人であるが、今私の顧みやうとする十五年間に入ると最早一〇〇人を超へるものがなく次表の様になつてゐる。

年・月・日	地方別	炭礦名	死者數	負傷數
大正十三年一月五日	北海道	上歌志内	七六	九
同 年八月九日	常 磐	入 山	七五	四
昭和 四年八月五日	北海道	上歌志内	七〇	五

参 考

同 年十二月三十日	筑 豊	三井山野	三六	八
昭和七年八月十五日	北海道	空 知	五七	一
昭和八年六月三日	長 崎	崎 戸	四四	二三
昭和九年十一月十日	北海道	彌 生	四四	一
昭和十年五月六日	北海道	茂 尻	九五	一
同 年五月三十日	常 磐	入 山	四九	三
同 年七月十三日		三井田川	六七	一一
同 年十月二十五日		赤 池	八三	一七

以上の様に近年は數百を算する大爆發は其影を潜めるに至つたが、尙五〇を越ゆる爆發が絶へないのである。

元來大爆發は殆ど全部が炭塵爆發であつて當時坑内の状態が炭塵爆發を惹起するに適してゐた事が判るのである。炭塵が爆發すると云ふことは、今日に於ては常識的のものであるが、これが常識として認められるに至る迄には尠からぬ紆餘曲折を経たものである。『炭塵爆發及其豫防法に就いて』と題して大正五年四月より同七年十月に亘り、筑豊石炭鑛業組合月報に其蘊蓄を寄稿された當時の三井田川鑛業所伊田坑の小林寛氏によれば、今より約一三〇餘年前（一八〇三年）英國ウォルステンデ炭礦爆發の際に一調査者が、

考 考

坑内は甚しく乾燥し塵埃多し、火元より遠隔の場所に在りて生き残れる坑夫は、飛び來れる火粉により、火傷したり、と報告し、これが炭塵爆發に關する最初の記事であると云ふ。更に四十一年後同國ハウスウエル炭礦に起つた爆發について有名なアラデー教授は、

火焰蔓延の區劃について研究するに、單に瓦斯のみが燃料たりしとは思はれず、爆發により生ぜし塵風及火焰は坑道の天井側壁並に鑿床より炭塵を吹き拂ひ之等が引續きて燃焼して火焰を蔓延したる事は災後の證據に山りて明かなり。

と述べ、更に二十六年後一八七〇年（明治三年）英國ガロイウー教授は幾多の大爆發が坑内乾燥し炭塵の多かつた炭坑に發生した事に着眼し炭塵爆發の實驗を始め六年後一八七六年（明治九年）には、

微量の瓦斯を混有し、それ丈けにては爆發し能はざるものも之に炭塵を加ふれば爆發するに至る。

ことを發表した。

同年英國鑛山監督官ヘンリー・ホール氏は長さ一三五尺の横坑鑿床に炭塵を撒布し切詰の切端に火藥發破を行つて爆發を生ぜしめ得たが、當時の一般常識が『瓦斯なくば爆

發なし』と云ふのであつたために折角のよい實驗も世の認める所とならず空しく葬り去られたのであつた。

一八七八年(明治十一年)に至つて米國ミネアポリス州に在る麵粉製造工場で大爆發が起つて隣接工場數棟を粉砕し之が原因調査に當つたベクハム及ベック兩氏は炭素に富んだ塵粉は裸火によつて爆發を生じ得る事を發見し、

炭塵は或る分量の空氣と混する時は、瓦斯の混入なくとも爆發可能のものとなる、

と云ふ論文を公表したが世の顧みる所とならなかつた。

一八九〇年(明治十三年)に至つて曩に明治八年に其所見を公表した英國ガローウエー教授は、

全然瓦斯なくとも炭塵さへあらば爆發を傳播し得ることを發表した。即一八八〇年迄の英國の學説は、

炭塵が瓦斯爆發を助長し、尙之を傳播して其範圍を太むる事は認むるも、全然瓦斯なくしては爆發を生じ得べからず、

と云ふ説であつた。同年起つたシーハム炭礦爆發に就いて研究したアーベル教授は、一八八一年(明治十四年)に、若し炭塵のみにて爆發を生じ得るならば何れの炭礦も今日以前に於て爆發の災に罹り居りしなるべし、

と言明し、翌明治十五年には佛國瓦斯爆發調査會の委員マラー及ル・シヤテリエー兩氏は

吾人は炭塵が甚しく危険のものなりと認むる能はず、尙又大なる炭坑爆發が炭塵に關係ありと云ふ説に贊する能はず、

と斷じ、ル・シヤテリエー氏の名聲の高かつた丈けに炭塵爆發説は大打撃を蒙つた。

明治十七年獨逸瓦斯爆發調査會は實驗の結果、火藥の込物として炭塵を使用の結果炭塵の存在によつて火焰の延伸することを報告し、同年米國の全く從來も變災後も瓦斯の存在を認めなかつたボカボンクス炭礦に爆發があつて一四人を殺した時、爆發は炭塵爆發であつたと信ぜられるに至つた。明治十九年獨逸瓦斯爆發調査委員會委員ヒルト氏は、

火藥空發によりて瓦斯皆無なる場合に炭塵は或は火焰を發し炭塵のなき所迄延伸するのみならず爆發に均しき状態を生ずる事あり。

と發表した。同年英國鑛山變災調査會は次の發表をした。

多量の炭塵堆積する場所に於ける火藥の空發はたとひ瓦斯皆無なりとも多分は恐るべき爆發を誘起し得べく、少

くとも火焰その他の瓦斯ある場所迄傳播し爆發を生じ得べし。

此研究の結果は直ちに國家で採用し一八八七年(明治十九年)發布の炭礦條例中に

乾燥して炭塵多き場所に在りては下記の手段を採りたる後にあらざれば發破を行ふ可からず。

一、發破孔の周圍二〇ヤード半徑以内の天井炭壁及警床を濕潤ならしむるか、又は之と効果を均しくする手段をとること。

二、上法の採用が著しく天共又は警床を弱むる場合に在りては、水を用ひて藥包を濕潤するか又は之と効力を均しくする方法により、瓦斯又は炭塵の點火を不可能ならしむる事。

然し尙一般炭業者には炭塵爆發が信ぜられなかつたので

明治二十三年鑛山監督官ヘンリー・ホール氏は、不用堅坑に多量の炭塵を雨下しつゝ深さ五四〇尺の位置に大砲を裝置して一呎半の火藥を裝填して坑口に向つて發破した處大爆發を生じ火焰は坑口より六〇尺の高さに上つた。此様にして炭塵爆發説は漸次力を得て來て明治二十四年には獨逸カンブハウゼン炭坑に死者約二〇〇名の大爆發が生じこれ

又瓦斯の全くなかつた炭礦であつた。各國はこれから競つて試験坑道を造り炭塵爆發を爆藥でやつて見ることが行はれた。

以上は小林氏の報告から拜借した材料である。

本邦では明治三十二年六月に豐國炭礦で二一六人の死者を出す大爆發があり、發源は瓦斯であつたかも知れないが此多數の人命を奪つたものは明かに炭塵であるが、同年六月三十日豐國炭礦調査報告によれば

今回爆發の瓦斯は徐々發生せしものに非らずして俄然發生したるものなるや明かなり且其災害區域よりするも時間よりするも其急激にして多量なりしは想像することを得べし而して其泄出の個所は未だ之を詳かにすることはざるも或は斜坑道切詰に於て遭遇せる斷層附近にあらざるなきかを疑ふ。

とあり、

其後排水工事進捗し坑内五片磐を下ること十二間の箇所即水面と上磐との會交點に瓦斯の湧出するを認めれば監督署に急報し排水の上詳細なる検査を爲せしに瓦斯の發生は全く兩卸下磐と斷層の會交點にありて目下新斜卸一分間十回乃至十二回、同連卸十六回乃至十八回乃至十

八回の湧出を見、尙連卸上磐斷層接近の部に於て徑二尺深さ不詳圓錐狀の潰穴を發見せり之今回爆裂の源地なるべし、(此項七月二十七日稿)(日本鑛業會誌明治三十二年七月發行)

とあり全く瓦斯丈の爆發として報告されてゐるが、當時同坑八尺層には瓦斯なく裸火を使用(四尺層には安全燈使用)してゐたのであつて従つて此卸に瓦斯の突出があれば直ちに爆發を惹起し瓦斯が或る區域に充滿してから爆發したのと異つて局部的の爆發となる筈である。然るに爆發は舊斜道より左全面に亘つてゐることから考へても、又大正七年六月井出健六教授の『我國に於ける石炭坑の爆發に就て』の内に、

平時四尺層に瓦斯多く八尺層に少なし爆發は八尺層の炭塵による如し。

とあるが、變災當時は未だ炭塵の爆發を伴つた事は記録されてゐなかつた。即何等炭塵爆發と云ふものは考慮の内に置かれてゐなかつたものである。

明治三十九年三月二十八日、即世界的最高記録の佛國クリエー炭礦大爆發に遅れる事十八日に當時本邦最高記録の高島炭礦瀧瀬坑の大棒事があつて、入坑全員三〇七名が

死亡したのであつて、原因の如何に拘らず、粉炭のコークスに變化したるものの附着せる等、と云ふ炭塵爆發を示すものがあるに拘らず、或は炭坑當事者中には炭塵の爆發を考慮したものがあつたかも知れないが外部への發表又は外部から調査に行つたもの、發表もなかつた様である。同年九月二十二日豊國炭礦八尺層右九片延先のゼリグナイト使用の二孔の電氣發破(バラレルに連結)から爆發を起して十四名の重傷者を出した時同礦のKT生なる人が十月の筑豊石炭鑛業組合月報に大約次の質問を出した。但發破直前には肩の天井に約二%の瓦斯存在を安全燈で認めた。

如何にして瓦斯に點火したか、

其火焰が如何にして六〇間以上も延伸したか、

但片磐は入氣坑道で瓦斯もなく瓦斯の流動して來る處もない。

と云ふに對し翌十一月の同誌に工學博士仙石亮氏の説明が掲載されてゐるが其火焰が六〇間も延伸した理由の内には炭塵に就いては何事も述べて居られない。

然るに明治四十年七月二十日に豊國炭坑の爆發があつて入坑總數四二八人中三六五人死亡し、健全者三八人であつたが、其變災後其復舊のために特に同礦に行かれこれを完

成された石渡信太郎氏は明治四十三年の組合月報に、爆發の原因は燈火より可燃瓦斯に點火せし者と認定すれども、其の影響坑内全部に普及し餘勢坑外に發するに至りたるは、瓦斯爆發に誘導せられて、引續き炭塵の大爆發を起したるに因る。

と斷ぜられたがこれが本邦に於ける炭塵爆發の最初の記録である。

次いで明治四十二年十一月二十四日に大之浦礦炭桐野二坑の大爆發があつて入坑全員二百九十八人中二百五十九人死亡し負傷三十一人を出した。これも

坑内各所に於ける瓦斯含有量は敢て爆發の程度に達せし所を認められざる程なりしに突然斯の如き慘狀を出現するに至りしは實に意想外なりしと云ふ。

と翌年一月の組合月報に書いてある。即瓦斯も少ないのに如何にして斯んな大爆發が起つたとか云ふ譯でこれが炭塵による事を明かにしてゐない。

(27) 超えて明治四十四年六月一日忠隈炭礦の爆發に於て入坑全員八十八名中七十三名の死者を出した爆發があり其の區域も廣いのであつたが、炭塵の爆發に就ては何等記述がない。

然るに明治四十五年一月十四日磐城入山炭礦本卸右一坑道第一自轉片磐切詰で火藥五十匁及び四十匁の二孔に裝填して發破したのであるが、普通この種の發破では六尺乃至十二尺の火焰が延伸するのを常とした。當日第二發目の爆破と同時に稍々強大な爆音を發し切端面から約六間の間、一面の火焰と化し光輝を發しつゝ燃焼するのを見、且つ切詰から約二十間前に休憩中の坑夫は風勢のため吹き倒されそうになつたと云ふのである。瓦斯の存在はセノー燈で約〇、六%であつたが、坑道にはダストに近い粉炭一帯に約二寸平均堆積してゐたし、爆發に先立つ事三日即一月十一日同所巡回の際ウルフ安全燈の火焰上に花火線香の様な状態で炭塵の盛に燃焼するのを見、其の爆發の處れがないかと思ひ同日擔當係員に撒水方を促して置いたが未だ着手しない内に爆發したが幸に被害がなかつたと云ふので炭塵爆發としては貴重な記録(筑豊石炭鑛業組合月報明治四十五年五年號)である。

明治四十五年には四月二十六日と十二月二十三日の兩日に夕張炭礦第二斜坑に大爆發があり、二百六十七人及び二百十六人が死亡した。大正二年二月六日に二瀬中央坑の百名の爆發あり、大正三年は本邦に於ける大厄年であつて

十一月二十八日に若鍋炭礦の四百二十三人の死者、僅か十數日で十二月十五日に方城炭礦の六百六十五人の死亡者を出す大爆發が起つたのであつた。大正四年二月發行の日本鑛業會誌によれば若鍋炭礦の爆發については、尙坑内乾燥し炭塵の發生あり。

云々とあつて炭塵爆發をほのめかし、大正四年三月發行の日本鑛業會誌に方城炭礦の爆發については

瓦斯炭塵存在量及び箇所を見るに前日迄瓦斯鬱積量多く作業中止若くば注意せる箇所は専ら深部に存せるも其の數は總採炭箇所數の約九分に當るのみ之に反し坑内乾燥し炭塵の沈積ありし箇所は前者に比し稍々多かりしが如く其の二、三局部にては撒水により沈定すべき設備を設け之を實行しつゝあり、

云々とありますが、爆發後私の實際見ました所でも甚しい炭塵があつた事は明かで、京都帝大井出健六教授が大正四年十二月發行水曜會誌に其實査の状況を發表せられた處を見ても、

又炭塵に關しては直接之が測定をなす事困難なるを以て専ら切羽の乾濕を調査せるが切羽の過半は乾燥状態にて多少炭塵の堆積若くは浮游を認めたりと云ふ(中略)即

日々五十噸以上の水分が坑内より撤出せられたるを知る之に對し坑内に於ける自然の湧水及日役夫の撒水等幾分の補給をなすと雖も尙通氣路の兩壁支柱の上等に附着せる炭塵は十一月始め(鑛務署實査當時)よりも一層乾燥の状態に在りしと思はる。

通常炭坑に於ける爆發は單に爆發瓦斯のみに起因するもの、炭塵のみに起因するもの及兩者相倚りて起るものとの三種あり就中炭塵の爆發につきては古來多少の疑問ありしが近時に至り一般に其可能なるを認容せらるゝに至れり。(下略)

同教授は坑内に於ける詳細な炭塵爆發の状況を述べ且最後に、

以上方城炭礦爆發前後の有様より考ふれば今回大慘事の原動力は瓦斯の協力による炭塵の爆發なるか、若は純炭塵の爆發なるかに就いては之を確斷する事はざるも何れにせよ炭塵が其主動力たりし事は疑を容れず。

云々と結んで居られる。

更に當時の福岡鑛務署目黒技師は實査の状況を大正四年四月三十日及五月七日のコーリアリー・ガーヂャン誌に發表されたのであるがこれは詳細に炭塵爆發の状況が記され

てゐる。

斯くして炭塵爆發の危険性に就いては、一般に明かにされ、大正四年十二月に制定された石炭坑爆發取締規則第十六條には炭塵に對する處置を規定し特に、

乾燥炭塵存在する坑道には撒水又は岩粉の撒布を爲すべし、

と規定し岩粉の効力を認めて法令化した世界最初のものであつた。しかし茲に至る迄は、東西共に誠に多大の犠牲を拂つて始めて炭塵爆發の危険性が認められたのである。斯くて各炭業者に於ても眞剣に其防止對策を講ぜられるに至つたのであるが、其最も模範的施設を行はれたのが三井田川炭礦であつて既記の如く同炭礦伊田坑主任小林寛氏は其貴重な研究と實驗を大正五年四月から筑豊石炭鑛業組合月報及北海道石炭鑛業會誌に公表され斯界のために一方ならず貢献されたのであつた。しかしながら大正六年一月十一日には撫順太山坑に世界第二の記録たる九一七人の死者を出した大爆發があり、變災視察に赴かれた現永積會長の御報告によれば、

炭塵の危険に付て最も著しきものは大山坑なり、土砂を充填せる附近は石炭濕潤し炭塵飛散するが如きことなき

も主要運搬坑道は多量の炭塵あり。甚しく乾燥し炭車通過の後黒煙を生ずるを見る。監督者も夙に其危険を認め多少撒水を施したる所あり近く岩粉を使用する計畫ありと聞く、(水曜會誌臨時増刊炭礦爆發誌)

とあり、明かに炭塵爆發防止法の手遅れを物語つてゐられる。尙同爆發の復舊作業指揮中に局部爆發のために殉死された中村太郎氏の殉職記念號として母校京都大學水曜會は同會誌の臨時増刊炭坑爆發誌を發刊されたことがこれは誠に貴重な文献であつた。

然るに同年十二月二十一日には大之浦炭礦桐野二坑で三百七十五人の死者を出した大爆發が起つた。不幸にして其文献がないが斯くの如き大爆發は明かに炭塵爆發防止施設の不備を物語るものである。

超えて大正九年九月十四日に夕張炭礦北上坑及大新坑の二百九人の爆發があり之は百人を超える記録の最後のものであつて、瓦斯の存在が著しかつた事は否み難い事であつたが炭塵が主動力となつた事は明かであつた。

著しく最近十五年以前の記述が多くなつたが要するに坑内の状態、特に炭塵存在の状態が小區域の爆發で済む様になつて來た事及一時は著しく炭塵爆發防止法の實施がよく

行はれたために危険が少くなつたのであつて、彼の残柱式及柱房式の採炭が長壁式になつた如きは坑道炭塵を少からしめる處であつたが、最近退却式長壁法では坑道掘進中に長い炭坑道を持つためにこれに對する炭塵の處置が特に考へられねばならないと確信してゐる。

併しながら大正十三年一月五日上歌志内炭礦、同年八月九日の入山炭礦、昭和四年八月五日の上歌志内炭礦、昭和四年十二月三十日三井炭礦、昭和七年八月十五日空知炭礦、昭和八年六月三日崎戸炭礦、昭和九年十一月十日彌生炭礦、昭和十年五月六日茂尻炭礦、昭和十年五月三十日入山炭礦、昭和十年十月二十五日赤池炭礦の爆發は孰れも炭礦爆發を伴ひしかも慘害の大部分は炭塵によつて起されてゐる。もし炭塵に對する徹底的の施設が行はれてゐて、單に瓦斯丈に止められてゐたならば著しく犠牲者を減じてゐたのである。それは多年大爆發がなく近年炭塵爆發に對する警戒の念が著しく減退してゐるからである。この點は彼我共に監督及被監督者共に協力一致して眞剣に其實施を徹底せしむべきものであつて、炭塵に對する施設は石炭坑爆發取締規則のみに規定され、其規則の指定されない炭礦では全く法規上やらないでもよく、明文上からはやらさないでもよ

くなつてゐるが、集約採炭の關係で昔と違ひ一小區域の爆發も世人の耳目を聳てしむるに至ることを考へれば炭塵に關す施設は、乾燥した石炭層を採掘してゐる處には至る處實施せねばならぬのである。

従つて石炭を汚してならぬ處には徹底的に水を撒き、其他は坑道も採炭跡も切端迄徹底的に岩粉を撒布して可燃性炭塵を徹底的になくするに努めねばならぬ事が變災の實例から判決されるのである。

瓦斯と異つて突發的變化のない炭塵(瓦斯突出に伴ふ炭塵は論ぜず)は前記の施設を充分にやろうと云ふ強い意志があれば、瓦斯の排除に比して極めて容易に出来るのである。其の費用も通氣即瓦斯排除に比しては著しく廉價である。瓦斯の爆發を防止せねばならぬ事は勿論であるが私は以上爆發の變遷を顧みて、何卒炭塵を燃さぬ事を徹底的に實施して欲しいと切望して止まぬ次第である。

昭和十一年度内地鑛産 税賦課標準價格

内地に於ける昭和十一年度鑛産税賦課の鑛産物標準價格は昭和十二年二月二十七日商工省告示第十四號を以て發令された、括弧内の數字は昭和十年度の標準價格を示すものである。

商工省告示第十四號

鑛業法第八十五條ノ規定ニ依リ昭和十一年中ノ鑛産物ニ對スル鑛産税賦課ノ標準價格左ノ通定ム、但シ左記以外ノ鑛産物ノ價格ハ別ニ之ヲ檢定ス

昭和十二年二月二十七日

商工大臣 伍 堂 卓 雄

- 一 銅 一〇〇匁ニ付
 - 品位一〇〇分ノ九九・九以上ノモノ八六、三〇〇(七四、九〇〇)
 - 品位一〇〇分ノ九九・九未滿ノモノ八二、二〇〇(七〇、八〇〇)
- 一 石油一匁ニ付
 - 揮 發 油 一、九〇〇(一〇、四〇〇)
 - 燈 油 五、七〇〇(六、八〇〇)
 - 輕 油 四、三〇〇(四、六〇〇)

機 械	油	地	塊 炭	粉 炭	切 込 炭
重	油	一 石炭一匁ニ付	八、〇〇〇	五、六〇〇	六、八〇〇
		北海道釧路郡、釧路市	七、七〇〇	五、三〇〇	六、五〇〇
		福岡縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			
		同 縣鞍手郡			
		同 縣嘉穂郡			
		同 縣飯塚市			
		同 縣田川郡			

は一切取止めることに致しますが、若しも既に實施になつて居ることとございますので、實務上に於かれまして御疑問の點があられましたらば、私の知つて居る限りに於て、お答へすることにしたいと思います。恰度昨日迄四日間、福岡監督局管内に於きまして、毎日四時間位元舌り續けて参りましたので、相當咽喉も疲れて居る關係もあり、恰度いゝ幸ひでありますから、左様御諒承を願ひたいと思ひます。それでは之より質疑を承ることに致します。

問 法三十條の準備積立制度に據る場合に於きまして、大體事業主側は百分の三・三の積立をしなければならぬことになつて居りますが、百分の三・三以下でも賄ひ得ると云ふ見透しがついた場合に於ても、是非百分の三・三と云ふ積立をしなければならぬものでござらぬませうか。

答 只今の御質問にお答へする前にお断りして置きますが先程も申し上げますやうに、皆様方に於かれましては、本法の關係は完全に御研究を積んで居られることと思ひますが、御質問に依りましては氣の付いたことを、總體的の説明を省略した關係上、萬一誤解等があつては如何かと思ひます。事柄に就ては補足して申上げることにはたいと思ひますから、其の點豫めお許しを願つて置きます。只今の御質問は、法三十條に依つて手當を支給する場合、法の十六條、十七條の原則に依るのでなく、三十條に規定してあります手當の支給に對する準備金として積立てる金額の程度のこととありますが、本法上に於ては、三十條に依る許可を受けまして手當を支給する場合に於ては、單に從來持つて居る

れました規定を、監督局の許可を得らるればよいのでありまして其の規定に決めてあります通りの手當を支給して下されば差支ないのではありません。唯それとは全然別個ではあります。其の準備金として、如何程なりとも準備金を積立て、置くやうな制度になつて居るのであります。之は今申しますやうに、手當其のもの、支給とは法律的には或は直接の關係はないことかも知れぬのですが、豫め手當支給に備へて、三十條は常に準備金の存在することを期待して居るのであります。而して監督局としては何の程度に於て、此の準備金のあることを要求するか、又許可するとき

にそれを見て許可するかと申しますと、大體賃金に對して百分の三・三位を積んで頂くと云ふ方針を以て許可することになつて居ります。此の百分の三・三と云ふものは、三十條の最低限度は、勤続一ケ年に付て標準賃金の十二日分を支給することとして居るので、之から逆算して三百六十日、百分の三・三程度を積んで頂くことになつて居るのであります。今申しますやうに三十條に依つて規程を作る場合に於ては、特に此の退職手當の制度と申しますものは、現在民間で行はれて居ります慣行を基礎と致しまして此の制度を設け、而う致しまして此の制度は出来る限り民間の制度を其の儘採入れやうと努めて居るのでありますから、例へば本法が期待して居ります、特に三十條が最低限度として居ります處の、勤続一年に付て十二日分よりも、もつと良い規程を持つて居られる會社に於かれましては、其の規程其の儘を監督局に申出られて許可を受けることなるのであります。又然らなかつた方が會社の爲に便利であり、労働者に對しても、現在の規程其の

儘で事業をなさることが、不安を與へず安心するのであります。斯う云ふ意味に於て三十條に依る規程と云ふものは、區々に於て來るのであります。或る會社に於かれましては、非常に良い規程を持つて居られる處もあるでせう。例へば定額賃金の三十日分とか三十五日分とか云ふ處もあると思ひます。又定額賃金でありますから、標準賃金に直しますと、必ずしも其の通りには参らないでせうが、例へば標準賃金に直されると十五日分か二十日分とか二十五日分と云ふことにならうと思ひますが、其の場合に於て私共の希望としては、標準賃金に換算して見ました場合に、法律が十二日分と規定して居りますから、之よりも悪い場合に於ては、之は何うしても最低限度を割らないやうな規程に直して、許可の申請をして頂かなければならぬが、然らでない限りは、現在の規程其の儘を、定額賃金と定めて居られまして、又勤続一年に付て何圓の手當を支給すると云ふ規定でも差支ないのではありません。要は十二日分を割らないならば、そして其の嶺山、會社として妥當だと認めらるゝ規程でさへあれば許可することになつて居るのであります。今申しますやうに各嶺山に於て區々になつて居りますから、從つて其の支給する金額も亦區々になつて居ります。然らう云ふ場合に、百分の三・三を必要としない事業に於ては、さう積立てる必要はないではないかと云ふ御質問であらうと思ひますが、然らう云ふ場合に於ては勿論監督局としても、さう澤山の準備金を必要とするとは申されないうであらうと思ふのであります。併し本法を施行する當初に於ては、果して各事業に於て何れ位の準備金が必要かと云ふことが判らないのであります。それで本法は

三十條に於て、最低限度十二日分と致して居りますので、之を賃金に換算致して見ますと大體百分の三・三となるのでありますから、尠くとも本法施行の當初に於ては、百分の三・三積んで頂くことと云ふことで、進んで行かうと云ふことになつて居るのであります。勿論事業に依つては二、三年経過すれば剩つて来るドン／＼の程度を下げることを認めらるゝことと思ひますが、當分は尠くとも二、三年間は、百分の三・三積んで頂く——先程申しますやうに手當支給とは全然別個でありまして、其の引當の金でありますから、手當の支給が少いときには、それが殖えるやうなことはないのではありませんから、其の點もお考へ願ひたいと思ひます。

問 只今のお答へはよく解りました。今のお答への中で、施行の後でなければ、何れだけの準備金があるか判らまいと云はれたやうでございますが、過去の統計を見ますと、私の會社では坑夫の賃金の百分の一・五乃至百分の二位の準備積立金があつたならば十分であると云ふ見透しがついて居る譯であります。而も亦百分の三・三を要する場合は、總ての坑夫が一時に罷める場合には、それだけの準備金が是非必要になると思ひます。併し退職する坑夫は全坑夫の二割乃至三割と云ふことになつて居りますから、是非百分の三・三を積まないとも充分賄ひ得る見透しがつくのであります。それでも矢張り最初から、是非百分の三・三を積まなければならぬものでありませうか。

答 例へば十六條、十七條に據られます場合に於ては、假令退職者が一人もない場合に於ても、將來退職すると云ふ見透しから

豫め積立て、置くのであります。本法が施行になつたからと云つて、直に退職者の数が必ずしも多くないと云ふことは想像せられるのであります。併し豫め退職者のない場合からして、引當金を積んで置くこと云ふ意味で、百分の三・三を積んで頂くと云ふのが一つと、今一つは先程申上げますやうに、現在既にお話のやうな規定を持つて居られる會社に於かれましては、今逆算致しました百分の三・三——十二日分を規程とした數字であります。既に現在規定を持つて居られる處は、大體に於て大きい炭山であります。故に、本法の十二日分よりも良い規定を持つて居られる處が相當あると思ひますので、手當の支給の多い處ならば、百分の三・三以上の積立をお願ひすることは、原則として致して居ない積りであります。お話の通りの事情があられます場合には之を減じて行く……併し最初に積んで置かれましては、それは何も無駄な金ではありません。其の運用の途は幾らもありませんし、又事業主の金であることに何等變りはないのであります。殊に又從來と異り之を積まれた場合は免稅されることになつて居りますので、餘り不利益は及ばさないと思ひます。従つて茲當分の中——妙くとも二、三年間は御辛抱願ひまして、百分の三・三程度の積立をして頂きたいと云ふことに、大體の方針が立つて居るのであります。

問

有難うございました。一人で質問を獨占する憾みがありますが、もう一つお尋ね致します。之に關聯した問題でございますが、法の四十二條の許可を受けた場合に、本法施行の際に、既に使用して居る坑夫に對して、本法施行前の權利に對する、退職手當もやらうと云う場合には、それに對する退職手當の準備金を

積まなければならぬことになりませんが、其の準備金は更に三十條の準備積立金と併せて、百分の三・三でよろしうございませうか。

答

只今のお尋ねは、法四十二條に關係が有りますので、附け加へて申上げて置きたいと思ひます。それは私共の方のお願ひと申しますか、先程申上げますやうに、現在の大きな炭坑に於かれましては既に退職手當の規定を持つて居られるのであります。或は内規とか云ふものを持つて居られるのであります。退職した場合に、それに據つて支給をなすつて居るのでありますから、其の規定は勿論本法とは關係のないこととあります。従つて本法施行前からある、それで本法施行前の勤務に對しても出されることになつて居るのであります。而して先程申しますやうに、本法は民間に行はれて居る慣行を採入れることに努めたのであります。其の制度が良いこととありますから、國家の制度として法律に採入れたのでありますから、國家としては免稅の特典を與へると共に、或は労働者の權利を確保する意味に於て普通の財産と異り讓渡禁止、差押禁止の保護規定をも置いて居るのであります。従ひまして從來の權利に對しまして、手當を支給することになつて居ります會社は其の退職手當規定を三十條に據つて許可を受けると同時に、四十二條に依つて、從來の分に對しても許可を受けると同時に、四十二條に依つて、從來の分に對しても許可を受けられる方が便利と思ふのであります。と云ふのは假令許可を受けられなくても、過去の勤務に對して、既に規定上支給することに決つて居る民法上は労働者に其の權利があることになつて居るのでありますから、本法上の各種の規定の適用を受けることが、凡て

の點に於て事業主に便利である。而も失ふ處はないのでありますから、然う云ふやうに願ひしたいと思ふのであります。而も其の事柄は労働者に對しましては、要らざる不安を與へないで、事業主としても勞務管理上便利かと思ふのであります。労働者は其の支給に付て、本法適用後のことに對してのみ許可を受けたと云ふことを知りますと、或は要らざる不安と誤解を生じまして、動搖すると云ふやうなことになるならば、事業主としても非常に迷惑な話であると思ふのであります。殊に先程申しますやうに、萬一にも其の手當規定が、本法よりも悪い規定でありまして、四十二條に關する限り、本法施行前の勤務に對するものであります故、其の儘許可する方針を監督局は執られることと思ひます。四十二條には御心配なく許可の申請をなすつて頂きたい。其の許可の申請は、規定其のものが一本であります故に、三十條及四十二條同時に申請なされれば、同時に許可しますので、一本として許可を受ければ差支へないのであります。茲に附け加へて申上げたいと思ひますのは、三十條に依つて許可を受けられる場合には、御承知の通り三十條の第三項は、規定其のものが何うなつて居りましても、假令監督局が間違つて、十二日分を割るやうな規定を許可するとしても、法律上は三十條の第三項に依つて、何うしても十二日分を最低限度として支給しなければならぬことになつて居ります。罰則五章にありましますやうに、其の三十四條四號に依つて、假令規定が十二日分を割るやうな場合でも、或は不都合行為に依り半減したもので、亦監督局は間違つて萬一許可した場合でも、それは其の規定が監督局の許可に依つて、デヤス

ファイせられるものではありません。三十條の第三項に依つて支給しなければならぬことになつて居りますから、監督局としても勿論然う云ふ許可はしないと思ひますが、會社としても然う云ふ場合には、労働者に不安を與へないと思ふ、一つの効果を齎らす爲に、又規定其のものとしても、然う云ふ違法を含んだやうな規定にならないことを希望する意味に於て、從來の規定に附け加へて、一條文設けて頂きたいと思ふのであります。殊にそれは從來の規定其の儘許可申請をなさる場合、特に必要だと思ふのであります。と申しますのは其の一條文と云ふのは、『本規定に依つて支給するのであるが、本規定に依つて支給する額を計算した場合は三十條の三項に依る最低限度を割るやうな計算が具體的に現はれた場合には、法律の最低限度を補充して支給する』と云ふことを必ず加へて頂きたいと思ふのであります。次に四十二條に依つて許可を受けられた場合に於て、其の準備金は何う云ふやうにするかと云ふこととありますが、三十條に付ては一應或は御無理なお願ひかも知れませんが、或は拘子定規かも知れませんが、百分の三・三を當分積んで頂くことになつて居りますが、四十二條に於ては從來事業主の自由な範圍でありますから、何れだけ積まなければならぬと云ふことは考へて居ないのであります。法律は準備積立金のあることを要求して居るのであります。三十條と同様の書き方になつて居りますから、準備金が幾らか必要であることは申す迄もありません。而し之だけでなければならぬと云ふ、監督局の許可方針はないのでありますから、幾らかでも積んで頂くことと云ふ程度で、お考へになつて差支ないのであります。併し乍ら

事業に依つては、既に退職手當積立金を持つて居られる會社があること云ふことを承知して居ります。或は退職手當引當金として積立て、居られる會社もありませう。然るに云ふ場合は本法に、其の積立金を採入れられることは便利であり有利である、免税の特典も受けられる、場合に依れば會社に於ては、出来る限り多く積立てたいと云ふ希望の會社も相當あると思ひます。然るに云ふ場合は三十條、四十三條併せて、出来る限り多くの金額を積立になつて差支ないのであります。但し法律の八條に依つて賃金の百分の七以下に限られて居ることは勿論であります。然るに云ふやうにお考へ願ひたい。尙附け加へてお願ひしなければならぬのは、四十二條の積立は如何程でも差支ないとは申し乍ら、先程も申しますやうに、三十條に對するものとして、百分の三・三は當分必要だとして居りますので、四十二條に對する本法適用前のものに對する手當の支給の爲に、此の準備金が極度に減じて行くと云ふことは考へなければならぬので、然るに云ふ場合に於ては、内部的に四十二條の積立金及三十條の積立金の内譯を明にして置て頂きたいのであります。監督局としても此の三十條の準備金が餘り減らない限りに於ては、安心して其の儘認めらるゝことになるのであります。而うしまして四十二條の積立金が非常に少いやうな規定を作られた場合に於ては、殊に最初に於ては四十二條の方の、即ち本法適用前の勤務に對する手當の方が多いのでありますから内の内譯に於ける四十二條に該當する準備金の限りに於ては、差支ないのであります。足りない場合は一般財産から出して頂く——然るに云ふことさへ頭に置いていたゞくならば四十二條の積立

金は、極く少くても差支ないのであります。今申しますやうに一般財産から出して頂きさへすれば、幾ら少くとも差支ないことになるのであります。

問 其の場合に、三十條と四十二條の積立額は双方合せて百分の三・三でもよろしいと思ひますか。

答 今申されました通り、三十條に於ては拘子定規かも知れませんが、先づ當分の百分の三・三をお願ひしたいと云ふことを申上げて居るのであります。四十二條の分も幾らかでも積んで頂きたいと云ふことを申上げて止めて置きたいと思ひます。四十二條に於ては之れだけ準備金をしなければならぬと云ふことはないのである、併し法律は準備金を必要と致して居りますので、其の關係上已むを得ず幾らかでも積んで頂きたいと云ふことを申上げて居るのであります。

問 有難うございました。尙それに關聯した問題でございませうが、既に三十條の二及二十四條の四項を準用して居るに拘らず四十二條が二十四の四項だけを準用して居らぬと云ふのは、其の特別の理由は何處にあるのでせうか、三十條の準用條項と四十條の準用條項は略々一致して居りますのに、四十二條の方は準用して居らぬと云ふ理由を伺ひたいのであります。……少し言ひ方が悪いかも知れませんが、要するに二十四條の四項には、労働者が死亡した場合に於ては、退職規定は命令の定むる處に依り支給すると云ふ條項が、三十條の準備積立金制度を執る場合も準用するので、昭和十二年一月一日以降の退職者に對して、労働者の希望に依つて退職する場合には、其の退職手當の歸屬を明にして居るの

であります。然るにそれ以前の權利に對する、四十二條の方の積立金の退職手當に於ては、其の歸屬を明にして居りませぬ。即ち特に四十二條の方が歸屬を明にしなかつたのは、何か特別の理由があらうと思ひます。それは法は十二年一月一日から以後に適用があるのでありますから、其の以前のことには干渉すまいと云ふ態度であらうかと考へますが、四十二條の準備積立金に關する規程は、行政官廳の許可を得た場合に法的効力を生ずるのでありますから、所謂従前の會社の内規と云ふものは、法的に釘付けを受けることになりませうから、此の場合に於ては當然二十四條四項の準備規定があるべきものと云ふ考へを持つのであります。如何なる譯であらうかと云ふことをお尋ねしたのであります。

答 四十二條に、二十四條の四項を準用しなかつたこと云ふことに付ては、之は特殊な理由はないと思ひますが、此の點餘り深く考へたことはなかつたのであります。或はお話のやうに死亡を原因と致しまして、退職手當を支給する場合に於ては、之は保護しなればならぬ、そして配偶者を第一にしなければならぬと云ふ、實質的理由に於ては變りはないと思ひますが、或は立法の當時深く其の點に迄突入つて考へなかつたかも知れないと思ひますが、御話のやうにそれは規程に従ふので從來の規程を變更しない。お話の言葉を借りれば、そこまで法律が干渉しない、從來規程其の儘を生かして置かうといふ意味に解してはいたゞき度い。三十條と比較すると餘り實質的理由はないのぢやないかと云はれるかも知れませんが、本法施行前に對してはそこまで立入らぬ態度を法律が取つたものと解釋致します。

問 それでは四十二條の許可を得る場合に、其の規定の一條項として、労働者が死亡した場合に於ける退職手當の形式は矢張り二十四條の四項と同じに、遺族又は労働者の死亡當時其の収入生計を維持したものに支給すると云ふやうな規定を設けても其の許可を得られるものでありませうか。

答 それは法の解釋になるのであります。結局退職手當規程に依つて、何う云ふ手當を支給するかと云ふことは、規定の方で書き得ると思ひますので、死亡が原因に依る退職手當は、斯う云ふ者に斯う云ふ順位で支給すると云ふことになつて居りますれば、然るに云ふ意味に於て法律的效果を有つと思ふのであります。勿論監督局としても許可することになると思ひます。

問 準備積立金に關聯した問題であります。會社の事情で解雇する場合、一年以上勤続者には二十日分の特別手當を支給することになつて居りますが、之も此の準備積立金から支拂つて差支ありませんか。

答 先程申上げましたやうに、三十條に於ては單に規定に依つて手當を支給して下さればよいのであります。準備金と云ふものは、理窟の上では其の手當と全然別個のものであります。勿論關係はありますが、之に引當てる爲、之を確保する爲、幾らか準備の爲に積んで置く、豫め準備して置くと思ふ意味は持つて居りますから、全然別個のものであります。勿論計算の根據に於て積んで居ると解しても差支ないのであります。大體此の會社では之位必要だと云ふことで差支ないのであります。そこにハッキリした法律の制限は置かなかつたのであります。それで何の

程度がいゝかと云ふことを考へますと、原則は十二日分でありま
すから、それを逆算して百分の三・三を一應出したのであります
が、之とでもさう根拠のある数字ではないのであります。先程お
話の通り百分の三・三は多う過ぎると云ふ御説もあつたやうに、
特別手當に該當する例の三十五日分とか二十日分とか考慮すると
十二日分から計算することは誤りではないかと云ふことになるの
であります。而しそれ等を凡てひつくるめて大ざつぱに一應十二
日分から百分の三・三を逆算したのでありますから、茲二、三年經
つて見なければ實際のことは判らないのであります。然る
云ふ意味に御諒承願ひたいと思ひます。それから先程の四十二條
に四十四條四項の準備がないと云ふ問題に就て、少し附け加へて
申上げますが、先程も申しますやうに一應考へて居ります點に付
ては、大體餘り大した根拠はないと思つて居るのであります。併し
併し唯斯う云ふことは申上げられるのであります。即ち四十二條
に據る手當と云ふものは、先程申しますやうに各鑛山に於て、適
當と信ぜらるゝ處に依つて規程を作つて頂くのであります。勿論
三十條に依る規程も最低限度を割らない限り、何う云ふ規程でも
差支ないのであります。併し三十條に於ては制限を設けて最低
限度を定めたのであります。四十二條に於ては其の最低限度の
内容をも附け加へなかつた。何う云ふやうにしてもよいと云ふ原
則を其の儘にして、何等の制限も加へないことに努めたのであり
ます。死亡の場合誰に支給するかといふことも規程の自由に委せ
たそれも一つの理由に考へて頂きたいと思ひます。先程申します

やうに規程の中に其の順位……順位と云ふ言葉が拙いかも知れ
ませんが、兎に角順位をお書きになつて、然らば云ふ意味での退職
手當の權利義務を定めて居ると解釋して行けることになると思ひ
ます。それだけ附け加へて置きます。

問 準備積立金に關聯してお尋ねしますが、第一は準備積立
金は積立て、置ても、必ずしも退職手當を其の内から支拂はない
でもいゝやうに思ひますが、極端な例を申上げますと、假りに百
分の七の最高限度迄積立て、置て、退職手當の實際の支拂は、他
の財産から之を支出すると云ふやうなことが出来るかどうか、第
二は準備積立金は其の儘にして、他の財産から退職手當を出しま
すと、統計的基礎に於て一定の年度を超へますと、積立金は飽和
状態になると思ひますが左様な場合は最早積立てぬでもいゝかど
うか、少しでも繼續して積立てなければならぬかどうか、第三は
準備積立金の積立は、事業の關係上本社と監督官廳の區域を異に
して存在して居る場合、本社に於て其の積立をすることが出来る
かどうかと云ふ三點に付てお尋ねします。

答 三十條の準備積立金は、先程申しますやうに從來既に積
立金を持つて居られる會社に於かれましたは、百分の三・三とか
何んとか云はず、現在持つて居られる積立金を全部そつくり積立
金にしたといふ云ふ希望さへあるだらうと思ひます。併し之は法
第八條に依つて最高百分の七に限られて居る。然らば全部持つて
行きたいが、成し崩しの事業年度毎に積んで行く、而も手當を
支給する場合は、一般財産から出すと云ふことは、勿論差支ない
のであります。其の限度に於て免稅の扱ひを受けることになつて

行くのであります。準備積立と手當金とは直接の關係がないと云
ふのは、然らば云ふ點にも現はれて來るのであります。それから準
備積立金は、それとは必ずしも關聯した話ではありませんが、後
程多くなつて飽和状態に達して、もう積立てる必要はないと云ふ
場合は、先程申しますやうに、監督局と致しましては、それ以上
の積立を要求しない筈であります。最後の御質問は、準備積立を
して居る鑛山が幾つもある場合に、本社に於て纏めて積立て、い
ゝかと云ふ問題であつたと思ひます。或は實際事務を執つて居ら
れる方々は、何等か具體的にお氣付の點があるかとも思ひますが
私共餘り其の點は一緒にやるといふことゝ別にやると云ふことゝ
は異なる點がない、大した違ひはないのぢやないかと思ふのであり
ます。勿論本法は鑛山毎に適用せられるのでありますから、此の
鑛山では例へば百分の五で五百圓積立てる。他の鑛山では千圓だ
と云ふやうになつて参りますから、其の帳簿は鑛山毎に備へて頂
きたいと思ひます。施行規則の四十二條に其の規定があるのであ
りますが、それさへやつて置て頂けば、其の金を全部纏めて東京
の三菱鑛山關係に於ては、三菱銀行に纏めて預入して差支ない。
但し積立に關する帳簿は、鑛山毎に備へて頂くことになつて居り
ますので、従つて其の通帳は鑛山毎に備へて頂かなければならぬ
と思ひます。併し實際問題として一本にしていゝか否かと云ふこ
とは、通帳を五冊にするか一冊にするか——一冊でいゝぢやない
かと云ふことに歸着するのではないか——此の問題は銀行では不
便でありませうか、千圓なら千圓預けて五冊に分けて、各鑛山に
備へて置かねばならぬ、さうせねば利子計算等に於て面倒を生ず

ると思ふのであります。其の通帳を別々にすると云ふ以外に、一
本にする、數本にすると思ふ、然らば監督局としても通帳を分けて
頂くことを施行規則の關係から要求します。又さうしても事業主
も大して不便ではなからう、寧ろ利子計算等に於て便利な點のみ
あるのではなからうかと思ふのであります。此の問題は度々御質
問を受けますが、然らば云ふやうにお答へする以外、却つて私の方
からお教へを願つて居るのであります。まだ不幸にして一本に
した方が便利になる、と云ふお教へを頂いたことがありませんの
で、若しもお氣付の點がありましたならば、教へて頂きたいと考
へて居るのであります。兎に角今の所、通帳は鑛山毎だ、而し預
入は一本にしてよろしいとお答へするに止める外はない。

問 準備積立金の積立の計算の基礎になる處の貨金の總額で
ございませうが、其の總額は監督官廳の方は、其の材料を何に依つ
て求められますか、それと準備積立金の積立は郵便局に持つて行
つて積立られますか——それは斯う云ふ意味であります。例へば
十二年の貨銀總額は、貨金計算の關係上、十三年の一月にならな
ければ判らないやうなことがあります。處で其の會社の事業年度
が十二年だとすれば、支拂貨金が決るのは、十三年の一月になつ
てしか判りませんから、従つて積立てるには何うしても一月にな
らなければ出来なないことになりませう。それで會社の十二年度の決
算をします場合に、其の決算書に準備積立金の積立額が現はれぬ
ことになりませうが、それでよろしゅうございませうか。

答 準備積立金の積立の標準になつて居る貨金——之は會社

に於かれまして、事業年度の決算期が六ヶ月毎になつて居りますれば、其の決算の一つに其の期間中に拂はれた賃金の百分の三・三と云ふものが現はれると思ひます。又或は個人事業に於ては、其の年に拂はれた賃金の百分の三・三、或は此の賃金と云ふものは強く考へて居ないのでありますから、法の八條に依る賃金の計算の方法と致しまして、施行令の第四條に賃金の計算のことがあるのであります。之は面倒と思ひますから其の期間に拂はれた賃金と考へてよいと思ひます。之は一錢一厘違つてはいけなから云ふことではないのであります。百分の三・三に該當すればよいのでありますから、其の期間中に拂はれた賃金と云ふことで差支ないと思ひます。それから其の賃金の百分の三・三或は百分の五乃至は百分の七積立てられる會社もありませうが、然う云ふ場合に實際問題と致しましては、其の賃金が判つてから拂はれることになさいますれば、詰り年度は一つ跨る譯であります。或は曆年が一つ跨る譯であります。之は大藏省とも相談したのであります。が、主として退職手當積立の原則を頭に置いて相談したのであります。が、準備積立金に付ても、同じやうに考へていゝのぢやないかと思ふて居ります。普通の考へ方から致しましたならば、準備積立を現行にするのは一期遅れるのであります。其の期の決算の中に決算書としては現はすのが普通であり又當然であります。それは例へば株主配當を其の期に株主に配當するには、實際に於ては金を出すのは翌期であります。併し之とても其の現行に配當した期の支出として扱つてき差支ありませんが、會社に於てさうしたければそれでも理窟通りかも知れませんが會社自身としてはそ

んなことをするのは不便でありそんな扱ひをする會社は少いことになつて來るのであります。否むしろ絶無でせう、皆當該決算期の支出として決算書に表す。斯う云ふやうに考へて差支ないのであります。十六條、十七條に依る積立金をなせる場合は、遅滞なく之を積立、然うすると現行に積立てた其の年度の損金と看做して扱ふことも出来るかも知れませんが、否、それが理窟かも知れませんが、さうでなく當該年度の支出として、決算書に於ても配當金を當該年度の配當金として扱ふと同じ決算書をお作りになつて差支ないのであります。

問 然う致しますと賃金の總額と云ふものは、會社の方で調べた賃金でよろしいございませうか、今のお話によると積立金も十二年度の積立金が、十二年度の決算書に現はれないでもいゝ譯であります。が、十三年度の決算書に現はれたらよろしいございませうか、片一方は帳簿上の手續を執つたら出来ぬことはありませぬが實際銀行に預けるのは十三年になりませうが、其の點は如何でせうか。

答 然う云ふ決算書をお作りになつても、差支ないと思ひます。が、唯決算書としては先程申し上げましたやうに、會社の配當金と云ふものは、本年度の配當金は實際上來年度にならなければ金を出さないものでありますから、翌年度に廻しても差支ないと思ひますが、會社としては其の期の配當は、其の期に配當したやうに決算書を作るのが便利だと思ひます。所謂假決算として、然う云ふやうな方法が行はれて居るのでありますから、此の積立金に付ても十二年の積立金は、十二年度の決算書に現はれても差支な

い。實際銀行に預け入れたときを、其の年の支出として決算書に現はしたいと云ふことであれば、勿論それでも差支ないことだと思ひますが、寧ろ私共が逆に其の當該年度の支出として扱ひたいと云ふ希望があるだらうと云ふ豫想の下に、大藏省と數次に亘つて交渉した事情を申し上げたのであります。それから先程申し上げました賃金の百分の三・三と云ふことも、それは實際拂はれた百分の三・三でよいと云ふことを申し上げましたが、同時に施行令四條に依る計算方法に據ると云ふことを申し上げましたが、例へば百分の七迄の積立をせられる會社に於かれましては、施行令四條の賃金の計算方法に據つた方が便利だと思ひます。此の四條に據る賃金計算方法の百分の七の計算だけが積立金として、課税免除の客體となるのでありますから然う云ふ場合には便利だと思ひます。勿論之と異つても、例へば法が百分の七以下とすとありましても百分の八でも十でも準備積立として積立て、も差支ないのであります。が本法の所謂準備積立金ではない従つて課税上は準備積立金と認められないで、課税しないと思ふことにはならなくなるのでありますから、施行令四條の計算方法を執られた方がよいと思ひます。之とても百分の三・三自體が、さう喧しいものでもなし之を増してもいゝのでありますから、さう喧しく申上ぐる必要はないと思ふのであります。

問 坑夫の積立をば、標準額に依つて積立てた會社の積立金を、實收賃金に依つて積立てるやうに、積立金の標準を、坑夫の積立金と會社の坑夫積立金と變へることが出来ませうか。

答 施行令の第二條に依りまして、標準賃金と仰言つたのは

施行令第二條第二項に依つて健康保險の標準報酬日額の三十倍を以て其の者の一月の賃金と爲す場合のことと思ひます。お話をやうに施行令は實收賃金を原則と致しまして標準報酬日額の三十倍を一月の賃金とするこの例外を認めることになつて居りますが之を立法の際に許可を必要としなかつたら何うであらうと云ふことを相當に考へたのであります。然うすると許可がなかつたならば、今お話をやうなことも出来るのであります。もう少し極端に申しますと、甲の労働者に付ては標準報酬月額の三十倍を一月の賃金とし、乙の労働者は實收賃金に依ると云ふやうに、取捨選擇が自由に出来ると思ふのであります。それは然うでもこれは労働者に對して不衡平な感じを與へる、事業主は然うでもないのに、労働者に對しては勝手なことをすると云ふ誤解を生ずるかも知れない。斯う云ふことを考へますと、標準報酬日額の三十百分とするときは、何の労働者にも同一にして頂きたい。労働者の方の退職積立金も退職手當積立金の方も同じにして頂きたいと云ふ意味で、然う云ふ場合でなければ許可しないと云ふので、監督局の許可を必要とする趣旨であります。従つて監督局としては、然う云ふチグハグの場合は、許可せられないであらうと思ひます。詰り何れも一律と云ふ場合にのみ、許可せらるゝものと思ふのであります。

監督局(補足) 監督局として、左様な場合は許可しませんから、何うか其の積りて……

問 三十條の準備積立金を百分の三・三を積立てる場合、實收賃金が労働者積立金の二條二項に據つた場合、矢張りそれに依

つてやれないものでせうか。

答 賃金に付て、施行令二條二項の許可を受けたならば、此の賃金を採用することになるのであります。先程申上げました法律第八條の賃金も、然らふことになつて來ます。三十條の賃金も許可を受けられた場合、之に依つて計算することになるのであります。

問 併し三十條が先程から申されますやうに、準備積立金と退職手當と懸け離れて居りますが、實收賃金でも準備積立金の上から考へていけば、どちらか一つでいふのぢやないかと思ひますか……。

答 理窟上から云へば、三十條に於ける手當と云ふものと、準備積立とは別個のもので、手當は手當として支給する、其の引當に準備金があると云ふことを申上げたのであります。併し實際的に申しますと其の支給規定に應じて積立てるのでありますから、全然關係がないかと云ふと然らうではない、賃金は百圓であるに拘らず、一圓と云ふ譯にはいかない、一應賃金を標準にするに矢張り關係がある、此の意味に於て相當な關係を有つて居ると御理解が願ひたいのであります。先程申上げましたのは百分の三・三と云ふものは、さう意味のあるものではない、事業に依つては三十日分の處もあらうし、十二日分の處もありませんが、先づ許可方針として少くとも百分の三・三と云ふことで、別に嚴格に考へなくともいふのぢやないかと云ふ意味を申し上げたのであります。賃金の百分の三・三積まなければならぬとすれば、其の賃金は何ら云ふものと云ふ理窟を決める場合、普通の場合に於ては

實收賃金に依るのであり、施行令第二條に依つて賃金を計算する

場合に標準報酬日額三十倍を以て其の者の二月の賃金とする許可を受けて居れば、それに従つて賃金を計算しなければならぬと云ふ理窟になつて來ると思ひます。尙茲に施行令第二條の二項が問題になりましたから一言附け加へて申上げたいと思ひます。施行令第二條第二項と申しますのは、労働者の一ヶ月の賃金は報酬日額三十日分を以てすると規定して居るのでありますから、労働者の一ヶ月の賃金を考へ得る場合は、健康保険法の報酬日額の三十日分を以て代用することであり得ます。従つて三十日の賃金が全然ない場合は、之を適用するに由ないのであります。例へば労働者を雇ふて直ぐ解雇した場合十五日しか雇ふて居なかつた、十五日しか労働者が働かなかつた場合には、其の労働者の一ヶ月の賃金或は二ヶ月乃至一ヶ月の賃金と云ふものは、考へやうにも考へられないのであります。従つて此の場合適用は出來ないので、雇入と解雇の間が一ヶ月に充たない場合は、本法の三十倍を適用するに由ないのであります。其の場合は原則の實收賃金に據る外はないと思ひます。此の點誤解があつてはいけなから申上げて置きます。——尙私の申しましたことが、誤解があつてはいけなから云ふことで、監督局の方から御注意がありましたから申上げますが、坑夫が一年も二年も雇ふて居つて、例々休んだ場合に一ヶ月の賃金を計算するときには、其の坑夫が一ヶ月に得た賃金と云ふものは考へ得るのであります。一ヶ月中に十日しか出なかつたと云ふ坑夫に付て見れば、十日間に支拂つた賃金——之が従つて、其の坑夫の一ヶ月の賃金とすると云ふことは考へ得るのであります。

す。十日しか働かないでも、標準報酬日額の三十倍を以て一ヶ月の賃金にするのであります。新に雇入れた場合は一ヶ月の賃金は考へられないから、之を適用することは出來ないと云ふ意味であります。即ち坑夫が休んで居る場合は適用出來るが、新規雇入の場合は適用出來ない、一ヶ月に滿たない端數には適用がないと云ふのであります。

問 只今お話の中に、新に雇入れた場合と云ふことですが、それは三十日間薪を置くと云ふ意味で、三十日間働かないでも、籍さへあれば十五日でもよいのですか、炭坑では二十二日位働きのがよいのですから……尙お尋ねしますが、例へば十六條、十七條に依つて、而も標準賃金を以て計算すると云ふ場合の退職手當でございしますが、四月末に締切つて第一回の積立をする場合に二月十日に雇入れた者を四月十日に解雇したとすると、月は三月に跨つて居りますが、然らふ場合の退職手當は矢張り報酬日額を三十倍したものか、それとも一ヶ月と云ふことになりませうか。

答 それは重要な問題と思ひますが、私が先程一ヶ月の賃金と申して居りますのは、毎月賃金と云ふ意味と違ふのであります。其の鐵山に於て例へば二十一日から翌月の二十日迄を賃金の締切期間とすれば、それを一ヶ月として取らざるを得ないのであります。それで休んで居つても、二十一日から翌月の二十日迄を一ヶ月として、其の間の賃金を健康保険法に依り定めた標準報酬日額の三十倍に依ればよいのであります。新に雇入れた者、解雇した者は、其の締切日一ヶ月といふものはないのでありますから、其の者に付ては一ヶ月の賃金と云ふものは考へられないの

であり得ます。従つて實際に何日から何日迄が一ヶ月間であると云ふことは、其の鐵山に於ける賃金締切日に依つて確定して來ることとなるのであります。

問 尙お尋ねしますが、準備積立金の計算をする場合に、百分の三・三と云ふ基礎の賃金でございしますが、標準賃金を用ひた場合は何ら云ふ方法でやるか、具體的に御説明を願ひます。

答 例へば或る會社に於て、上半期の決算を六月末と致しましたならば、先程申しますやうに施行令四條の計算法に一應據られる六月三十日に居つた労働者の其の期間中に得た賃金を計算するのであります。現實に得た賃金を計算して締合せればよいのであります。それは、實際會社の帳簿上はつきりして居ると思ひます。標準報酬日額の三十倍を一月の賃金として計算することの許可を受けて居れば、其の計算をなさつた金額でよいのであります。只解雇若くは新に雇入れたものであれば、端數は實收に依るのであります。それが一號であります。二號は其の期間途中で罷めたる者に對して積立てる場合がある。其の場合は其の積立の基準となつた賃金を計算する、といふのは、事業年度一回でなしに年度中途に尙積立てる時期があつたら積立てるのであります。之は普通ではないと思ひます。其の時期に例へば三月三十一日に積立てられたが五月頃やめて六月末には居ない労働者の三月三十一日までの賃金、之が二號です。此の一號と二號の合計額であります。結局施行令二條二項の許可を受け事業年度一回の積立の會社では六月末に現在して居ります労働者の標準報酬日額を三十倍したもので、其の六ヶ月分、即ち百八十倍になります。途中から這入

つた者は、其の端数は實収に依ると云ふことになりませうか。

問 積立金を計算する場合に控除するもの、例へば一月二十九日に採用して、一月三十日一日稼働した場合は、其の積立控除額は標準報酬日額の三十倍を以て計算するものですか、或は實収賃金に依つて計算すべきものですか。

答 二十九日に雇入れて三十日に賃金を拂はれるとすれば其の拂はれる賃金の百分の二を差引かれると云ふことになりませうか。

問 同じ積立金のことでありますが、私の方は郵便局に交渉した處、一月に二千も二千五百も扱ふことは困難であるから、分割して預入して呉れと云ふことでありますが、然う云ふことが出来ませうか、假りに二千通として一日二百通宛とすれば十日かゝる、利子の計算に於て前に預入したるものは後から預入したるものより利子が多いことになりませうか、然う云ふ場合は何う云ふ風にしたらいふでせうか。

答 それは實際問題ですが、結局監督局の許可を受けられた方法が、郵便貯金となつて居れば、郵便局としては預からなければならぬと思ひませう。事業主としては遅滞なく積立つべしと云ふのでありますから、郵便局として預かることが出来なくて、利子を損しても巴むを得ないと思ひませうが、若し出来ないと云ふことを前提とすれば、結局遅滞なく積立てると云ふ外仕方がないと思ひませう。

問 退職手當を支給する場合に於て、準備積立金中から、一々所要の金額の引出すのは繁雜でありますから、會社の別の財産から一時立替へて、一ヶ月後に纏めて計算すると云ふやり方は、

別に差支ございませんでせうか。

答 それは退職手當の規定及準備積立金の規定を二條に作られる場合に、其の中に繰込まれて差支ないと思ひませう。監督局としても全體として差支ない程度のものならば、許可せらると思ひませう。

問 それに關聯致しまして、若しそれが許可を得らるゝとすれば、其の場合立替金は一ヶ月後に計算しますので、相當の額に上ると思ひませう。それには當然立替金に利子が附隨する譯であります、其の利子も積立金から控除することが出来ませうか。

答 實際問題としては、結局準備積立金から出すか、一般財産から出すか、其の二方法しかないと思ひませう。表面に出して頂かない方がいゝのぢやないかと思ひませう、而かも利子の計算迄もと云ふことになつて來ると、一寸具合が悪いやうに思ひませう。

問 少し理窟つぽくなりませうけれども、若し準備積立金の中から出るとすれば、當然引出した額に對する利子は附かない譯であります。會社の別の財産から立替へると云ふことは面白くないかも知れませんが、要するに立替と云ふことになるのであります。別の財産から立替へて置くとすれば附かない利子が、準備積立金の中に這入ると云ふことになるので、別に準備積立金が減ると云ふことにはならないと思ひませうので、差支ないのではないかと思ふのであります。

答 實際的には差支ないことでありませう。餘り咄しく云ふべきことでもないと思ひませうが、お言葉の中に理窟つぽくと云ふ

ことがありましたが、一方には準備積立金から一々出すのは面倒だと云ひ一方からは出した金の利子は呉れと云ふことで、所謂理窟つぽく云へば困ると思ひませう。實際は差支ないと思ひませうが、監督局としても困るのぢやないかと思ひませう。

問 或は極端に過ぎるかも知れませんが、何へば二月には略何れ位の退職手當金が必要だと云ふことを見込んで、其の見込額を豫め積立金から引出すやうなことは絶対出来ぬものですか。

答 それいいけないと思ひませう。それは唯頭の上で考へられると、今の立替金のやうに豫め引いて置く方法を認めて貰つた方が便利でありませうが、それは反つて便利ではないと思ひませう。

先程申しますやうに、當初は一年、二年、三年と積んで行くことは苦しいかも知れませんが、今後殖えて行けばどん／＼減して差支ない、それだけは減額して貰へるのでありますから、其の方が便利ではないかと思ひませう。

問 締切から締切迄計算して、法十一條の二項に依つて、一ヶ月の稼働か十日以内の場合は控除すると云ふ許可を受けた場合でも賃金計算が標準賃金に據つて居ると云ふやうな場合、それを適用して、假りに月の途中から雇入れた者でも、二十日以上稼働があつた場合には、標準賃金百分の二と云ふことで差支ないものでせうか。

答 要するに新規に雇入れた場合でも控除して差支ないと思ひませう。

問 然うでなく、稼働日数が二十日以上の場合には、標準賃金の三十倍——其の百分の二を引いて差支ないかと云ふのであり

ます。實収賃金に依るか、標準賃金に依るか……。

答 先程申上げますやうに、新規に雇入れて一ヶ月に滿ちて居ない期間の賃金を計算する場合には一ヶ月の賃金の代用方法は、施行令第二條に規定してありますけれども、二十日分を代用することは、十五日の標準報酬日額を代用する方法は規定してないのでありますから、標準報酬日額に換算する方法はつかぬのであります。労働者が勤続して行く場合を豫想して、便利を圖つた規定なのであります。

監督局(補足)

詰り雇入、解雇に依つて、一ヶ月に滿ちない端数を生じたときには、施行令二條一項の原則で行く、それ以外の場合には第二項でよいと云ふことになりませう。

問 標準報酬日額と云ふものを、然う云ふ方法で定めて居る場合がありませうが、然う云ふ場合とるのは差支ない、それは一ヶ月の賃金を計算する場合でありますから……新規に雇入れて一ヶ月出ない場合は適用するに由がない、二十日しかない場合に、二十日間を一ヶ月と看做すことは出来ないのであります。結局新規採用の方法はつかぬと云ふことを申上げるのであります。結局新規採用の場合と解雇の場合、普通ならば三十日未滿の期間が生ずると思ひませうので、其の兩端数は實収賃金に依つて計算しなければならぬ場合が起つて來るのであります。

監督局

貴方の質問は、新に雇入れた者に對して、何う云ふ風にして標準報酬日額を定めるかと云ふのでせう……。

答 私最初に申上げましたやうに、非常に御研究を積んで居

られると云ふので、申上げることが遺憾して居つたのであります
 が、只今の點は標準報酬日額は、健康保険法に據つて定められて
 居るのであります。三、四、五と三ヶ月に労働者の得た賃金——
 幾ら病氣で休んで居つても、三、四、五の三ヶ月に得た賃金を、
 九十日で割つて標準報酬日額を出して居るのであります。従つて

休んで居らうが何うであらうが、九十日で割つて出して居るので
 ありますから、之を九十倍すれば三ヶ月の賃金が出て來るのであ
 りますから三十倍して一ヶ月の賃金を出さうといふのが此の規定
 だと御理解願ひ度いのです。(續く)

本會新入會員紹介

入 會 月 日	礦 名	所 在 地	礦 業 權 者 又 ハ 代 理 人
昭和十二年三月十二日	平床炭礦	田川郡金田町神崎	藏野龜太郎

彙

報

人造石油七ヶ年計畫 原料石炭の供給懸念をさる

佐堂商相は三月廿三日の衆議院豫算總會で人造石油七ヶ年計畫の全貌を明かにしたが、はからずも右計畫中原料石炭供給問題について石炭聯合會及昭和石炭等の當業者側より左の如き理由により供給不能に陥れる恐れありとの意見が擡頭するに至つた、即ち商工省の原案によれば七ヶ年後の昭和十八年度には揮發油、重油各々百五十萬噸を生産することとし、これに要する石炭九百萬噸は日滿兩國に於て折半供給する計畫と傳へられてゐるが、本邦石炭業の現状は重工業を中心とする産業界の活況から需要の増加顯著にして供給不足懸念さへある今日更に人造石油のたぬ四百五十萬噸の増産をはからんとすることは生産技術の點、設備、材料及び労働力等の點から極めて困難なりといふのである、従つて右の如き當業者側の觀測から推すに於いては肝腎の人造石油生産計畫も重大修正を行はねばならぬこととなるので政府當局の眞意如何は遂に各方面の注目を蒐めるに至つた。

炭價値上げは諸物價より遅々

最近の若松炭況は石炭そのものが重要産業統制法の支配下にあり、嘗ての歐洲大戰當時に経験したやうな法外な値上りは豫想出來ぬとしても一般物價と歩調を揃へての値上りはその可能性があり容易に豫想出來る譯である、今一般物價の最近の状況を商工省調査物價指數に就いて見るに昨十一年一月の平均物價指數は九八、二で本年一月の指數は一二〇、二であるからその騰貴は約二割二分五厘に當る、炭價に於て二割二分五厘と云へば貳圓五拾錢から參圓五拾錢にも達し炭價が一般物價に追隨した場合は本年一月の炭價は前年の一月に比し少くとも貳圓五拾錢乃至參圓四方の高でなければならぬ、然るに炭價はそれ程の昂騰を見ず亦一般物價は尙強調を豫想せられてゐる、然るに炭價の歩みは斯くの如く遅れてゐる現状から察するに今後の炭價は一舉にと言ふことは困難としても漸次一般物價との縮寄せが行はれるものと思はれる殊に原料國策遂行上より今後益々石炭の増産が奨励せられることとなるべく増産の爲には條件の不利なる炭礦の開發となり勞々炭價は目先漸騰の一途を辿るものと思はれる上旬中の若松帆船標準炭價は左の如くである。

△塊 炭		前月同比
一等	一三・八〇	高 〇・一〇
二等	一一・三五	同 〇・一〇
三等	九・三〇	同 〇・一〇
△粉 炭		
一等	一一・七五	高 〇・一〇
二等	一〇・三五	同 〇・一〇
三等	八・三〇	同 〇・一〇

佛印炭の輸入急激に増加

佛領印度から輸入される石炭は最近急激に増加を示し、昨年中の輸入高は内地七十三萬七千五百七十七噸、九百七拾九萬參千六百六拾參圓、朝鮮四萬二千二百五十七噸、四拾參萬七千四百四拾五圓となつてゐる、尙朝鮮の最近三年間の輸入高を比較すれば左の通りである。

年	數量	金額
昭和九年	四、八二〇噸	七〇、八〇〇圓
同 十年	四、三七二噸	六〇、〇四一圓
同 十一年	四二、二五七噸	四三七、一四五圓

四年計畫で全国的炭量調査 特に炭質調査も併行

内地の石炭埋藏量は商工省鑛山局に於いて昭和四年より七年まで三年に亘つて調査した現在實收炭量五十九億六千萬噸、推定炭量四十億四千五百萬噸、豫想炭量は六十六億八千五百萬噸合計百六十六億九千萬噸が基準となつてゐるが其後探炭技術の進歩發達は當時探掘不可能であつた石炭も充分發掘し得る状態となり従つて埋藏量算定標準に狂ひを生ずると共に參考資料としての價値を著しく減殺されるに至つたので鑛山局では昭和十二年度より新たに四年繼續事業として埋藏炭量並に炭質の調査を行ふことになり四月より各地方監督局調査係を擴充本格的調査を開始することになつた、尙從來は單に埋藏炭量の調査に過ぎなかつたが今同は最近石炭新用途の擴大傾向に鑑み炭質の調査も併せ行ふことになつた點に特色ありとされてゐる。

撫順炭も値上か

工業用炭として撫順炭は我が産業界の羨望の的であるが、近年滿洲國の大發展に伴ふ地方消費が年々激増を示し滿炭の増産と撫順炭の増産をしても、内地入荷は年々減少の一路を辿り十一年度の入荷は前年に比して特に減少してゐる、一方内地炭の統制強化による希望炭種の購入難並に品不足等より特に撫順炭の大飛入荷

神戸石炭協會創立

石炭仲買販賣統制機關として

豫ねて神戸石炭同業組合が中心となり石炭仲買販賣統制機關として業者中より委員を擇び準備を進めつゝあつた神戸石炭協會設立の件に付ては最近成案を得た爲め去る四月一日午後三時から石町明海ビル中央亭で創立總會を開催原案を可決、會長に同業組合長大江賢二氏が選任され其指名下に左記十理事に就任した。
山下鎮業△宗像商會△萬俵兵太郎△増田増太郎△寺田泰三
△江見貫一△小島駒吉△室井常吉△橋本萬三△佐野善一
本協會成立は全國石炭界にトップを切つたものでその波動は相當注目される。

石炭海運賃

遠洋は各方面共引續き活況を呈し、市況の硬化と共に船腹の需要は更に旺盛となり本邦船には歐洲方面配船の適船なき爲北米太平洋並に大西洋方面の罷業後殺到せる寛荷の輸送に寧日なき有様である。而も此の方面に於ては船腹多々益々辨ずると云ふ状態であるから勢ひ市況の更に昂騰を演じつゝあるが、罷業前後に引受けた米村其他の輸送は本月一杯かゝるだらうと見られてゐる。濠洲小麦の動きは殆ど聞かず、ワイヤラ鑛石の如きも荷主の低率主張で引受けるものなく、紅海の鹽並に燐礦石と同様の運命に陥つてゐる。
近海の石炭出廻りは稍々減退に依つて市場は表面活氣薄の氣味

鑛山監督局長移動

商工省は三月廿七日左の通り發令した

福岡鑛山監督局長	小金 義 照
補東京鑛山監督局長(二等)	本 郷 壽 次
工務局監督課長兼務を命ず	
商工書記官	堀 義 臣
補福岡鑛山監督局長(三)	野 村 信 考
東京鑛山監督局長	
依頼免本官	

本 會 記 事

三月二十一日、直方市に於て理事會を開催し十二年度調節高協定に關し委員の經過報告を行つた。出席者は野上副會長以下各理事十二名で缺席者五名。

互助會石炭株式會社人事異動

上野長松君は四月十二日附を以つて依願退職となり、滿州炭礦株式會社に入社した。

に見られるが何分環境が著しく好轉して兩も期近船腹の依然たる拂底で氣配は引續き底堅く、若松、京濱三圓五、六〇錢から三圓七〇錢、若松、伊勢三圓二、三十錢と高唱へられるに至り、小樽、京濱は三圓八、九〇錢、室蘭、京濱三圓二、三〇錢と北海道炭も引續き脆り商狀である。土威炭、撫順炭其他の引受商談は全く頓挫してトリツプ的に船腹を手當するか、荷主の自營に依る外に方法がなくなつて如何なる方法を執るかは注目されてゐる。九州炭に次ぎ三菱の北海道炭の引受交渉も開始されたが極めて波瀾の多い場面を豫想されてゐる。

若松より

京濱	三圓七〇錢
川崎	四圓〇〇錢
清水	三圓六〇錢
伊勢	三圓二、三〇錢
大阪川入	一圓七〇錢
尼崎	一圓六〇錢
舞鶴	二圓三、四〇錢
伏木	二圓七〇錢
新湊	三圓〇五錢
仁川	二圓四、五〇錢
釜山	一圓二五錢

全國積出炭港及四大市場貯炭高

昭和十二年三月二十日現在

四大市場	北 九										積出港			
	市	計	市	計	市	計	市	計	市	計				
京市	二六、五三	七、六三	京市	二六、五三	七、六三	京市	二六、五三	七、六三	京市	二六、五三	七、六三	京市	二六、五三	七、六三
名古	九六、八六	七、七〇	名古	九六、八六	七、七〇	名古	九六、八六	七、七〇	名古	九六、八六	七、七〇	名古	九六、八六	七、七〇
大坂	七六、七四	一、五五	大坂	七六、七四	一、五五	大坂	七六、七四	一、五五	大坂	七六、七四	一、五五	大坂	七六、七四	一、五五
神戶	一一、八六	一、七八	神戶	一一、八六	一、七八	神戶	一一、八六	一、七八	神戶	一一、八六	一、七八	神戶	一一、八六	一、七八
市場	三三、三三	二、三三	市場	三三、三三	二、三三	市場	三三、三三	二、三三	市場	三三、三三	二、三三	市場	三三、三三	二、三三
計	七三、六七	一五、六五	計	七三、六七	一五、六五	計	七三、六七	一五、六五	計	七三、六七	一五、六五	計	七三、六七	一五、六五
北	二四、四六	一、五〇	北	二四、四六	一、五〇	北	二四、四六	一、五〇	北	二四、四六	一、五〇	北	二四、四六	一、五〇
小海	一〇、七七	一、八三	小海	一〇、七七	一、八三	小海	一〇、七七	一、八三	小海	一〇、七七	一、八三	小海	一〇、七七	一、八三
函館	九、八八	七、七	函館	九、八八	七、七	函館	九、八八	七、七	函館	九、八八	七、七	函館	九、八八	七、七
留萌	二、八三	一、四七	留萌	二、八三	一、四七	留萌	二、八三	一、四七	留萌	二、八三	一、四七	留萌	二、八三	一、四七
岩内	四、三九	一、四七	岩内	四、三九	一、四七	岩内	四、三九	一、四七	岩内	四、三九	一、四七	岩内	四、三九	一、四七
小岩	七、五五	七、七	小岩	七、五五	七、七	小岩	七、五五	七、七	小岩	七、五五	七、七	小岩	七、五五	七、七
計	四二、三六	九、三三	計	四二、三六	九、三三	計	四二、三六	九、三三	計	四二、三六	九、三三	計	四二、三六	九、三三
九	一六、二七	三、六六	九	一六、二七	三、六六	九	一六、二七	三、六六	九	一六、二七	三、六六	九	一六、二七	三、六六
小門	八、三三	一、三三	小門	八、三三	一、三三	小門	八、三三	一、三三	小門	八、三三	一、三三	小門	八、三三	一、三三
博多	五、七九	一、〇〇	博多	五、七九	一、〇〇	博多	五、七九	一、〇〇	博多	五、七九	一、〇〇	博多	五、七九	一、〇〇
唐津	二、六六	九、〇六	唐津	二、六六	九、〇六	唐津	二、六六	九、〇六	唐津	二、六六	九、〇六	唐津	二、六六	九、〇六
白浦	一、八三	三、三〇	白浦	一、八三	三、三〇	白浦	一、八三	三、三〇	白浦	一、八三	三、三〇	白浦	一、八三	三、三〇
相模	七、七六	九、五五	相模	七、七六	九、五五	相模	七、七六	九、五五	相模	七、七六	九、五五	相模	七、七六	九、五五
長崎	七、七六	一、五五	長崎	七、七六	一、五五	長崎	七、七六	一、五五	長崎	七、七六	一、五五	長崎	七、七六	一、五五
宇島	一、九六	一、六四	宇島	一、九六	一、六四	宇島	一、九六	一、六四	宇島	一、九六	一、六四	宇島	一、九六	一、六四
小計	三〇、九	一、	小計	三〇、九	一、	小計	三〇、九	一、	小計	三〇、九	一、	小計	三〇、九	一、
計	一六、二七	三、六六	計	一六、二七	三、六六	計	一六、二七	三、六六	計	一六、二七	三、六六	計	一六、二七	三、六六
和昭十二年計	八三、六八	三、二七	和昭十二年計	八三、六八	三、二七	和昭十二年計	八三、六八	三、二七	和昭十二年計	八三、六八	三、二七	和昭十二年計	八三、六八	三、二七
三月二十日計	六、三三	一、三三	三月二十日計	六、三三	一、三三	三月二十日計	六、三三	一、三三	三月二十日計	六、三三	一、三三	三月二十日計	六、三三	一、三三
前月末比較計	△	△	前月末比較計	△	△	前月末比較計	△	△	前月末比較計	△	△	前月末比較計	△	△
前年同期比較計	△	△	前年同期比較計	△	△	前年同期比較計	△	△	前年同期比較計	△	△	前年同期比較計	△	△

石炭鑛業權設定(十二年三月中) 福岡鑛山監督局管内

登錄番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名	登錄月日
福岡 六三〇	嘉穂郡稻葉、飯塚市	一七九.〇〇	福岡縣嘉穂郡稻葉村 黒川 尙夫 外一人	三、二
山口 四七三	厚狹郡厚狹町地先海面	八四.〇〇〇	東京市京橋區銀座三丁目 大濱炭礦株式會社	三、二
佐賀 三〇五	小城郡東多久村南多久村杵島郡江北村	五五.〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目三菱鑛業株式會社	三、二
福岡 三二二	鞍手郡古月村西川村	二七.〇〇〇	八幡市西前田京町三丁目 谷六一郎 外一人	三、四
長崎 三七八	北高來郡古賀村西彼杵郡矢上村	八九.七五〇	長崎縣北松浦郡小佐々村 末吉役重 外一人	三、四
福岡 三三六	北高來郡西彼杵郡上村	八四.〇〇〇	同上	三、四
福岡 三三九	古賀郡西彼杵郡上村	五八.〇〇〇	同上	三、四
福岡 三三三	京都市八津田村地先海面	一〇〇.〇〇〇	同郡志佐町 長崎炭礦株式會社	三、五
福岡 三三五	浮羽郡姫治村御幸村	九六.〇〇〇	東京市赤阪區田町一丁目笠原眞太郎 外二人	三、五
山口 四七九	大津郡日置村	九六.〇〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町 杉本宗十郎 外一人	三、五
佐賀 三〇六	東松浦郡有浦村並=海面	五〇.〇〇〇	唐津市唐津 石田 節一 外一人	三、五
長崎 三三三	北松浦郡志佐町上志佐	一三.〇〇〇	唐津市中町 小松登太郎 外一人	三、五
福岡 三三三	同 那調川村上志佐村	一三.〇〇〇	佐世保市長尾町 羽田 守重	三、五
佐賀 三〇七	三養基郡上峰村 神崎郡三田川村	九三.〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町 山口 峯	三、六
福岡 三〇九	佐賀郡春日村高木瀬村金立村	九八.七〇〇	同上	三、六
福岡 三〇九	神埼郡城田村神埼町西郷村	九八.〇〇〇	同上	三、六
福岡 三〇九	佐賀郡金立村久保泉村	九六.〇〇〇	同上	三、六
福岡 三〇九	東松浦郡相知町北波多村	三九.一〇〇	同上	三、六

同 三〇三	西松浦郡山代町並=海面黒川村地先海面	六九.四〇〇	宇部市小串 沖ノ山炭礦株式會社	三、六
福岡 三二二	伊萬里町地先海面	一一五.三〇〇	福岡縣田川郡添田町庄 藏内 正次 外一人	三、八
福岡 三二二	長崎縣北松浦郡福島村地先海面	一〇〇.〇〇〇	福岡市住吉 庄野崎道	三、八
福岡 三二二	三池郡開村	六九.七〇〇	同上	三、八
福岡 三二二	遠賀郡蘆町地先海面	九三.五〇〇	宇部市沖宇部 桂 桃一 外一人	三、八
福岡 三二二	同 町若松市並=海面	五五.〇〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町 久恒 得郎 外一人	三、八
福岡 三二二	吉敷郡秋穂村地先海面	九六.一〇〇	唐津市唐津 池田 佐吉	三、八
福岡 三二二	杵島郡福治村福富村北有明村	九六.〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内三丁目東杵島炭礦株式會社	三、八
福岡 三二二	東松浦郡湊村並=海面	九六.〇〇〇	同市比良町 田中 啓詞 外二人	三、八
福岡 三二二	杵島郡福富村江迎村白石町	一〇〇.〇〇〇	同市松浦町 田中 啓詞 外二人	三、八
福岡 三二二	東彼杵郡鈴田村 北高來郡本野村	九六.〇〇〇	同市松浦町 桂 桃一 外一人	三、九
福岡 三二二	北松浦郡平戸町並=海面南田平村地先海面	九六.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	東彼杵郡鈴田村大村町並=海面	九六.〇〇〇	同市北千反畑町 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	吉敷郡秋穂村並=海面	九六.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	宇部市	九六.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	天草郡本村	一七.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	厚狹郡小野田地先海面	四三.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	粕屋郡志賀島村並=海面	一〇〇.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	八重山郡竹富村並=海面	一〇〇.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	山門郡大和村並=海面雨開村地先海面	一〇〇.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	京都郡仲津村地先海面	一〇〇.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	鞍手郡劍村西川村	一〇〇.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	西松浦郡東山代村	一〇〇.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	遠賀郡岡垣村	一〇〇.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九
福岡 三二二	杵島郡武雄町中通村東川登村	一〇〇.〇〇〇	同市小串 三隅 康吉	三、九

山口 四五六	探 掘 願 許 可	同 三〇六 福 岡 三〇三 長 崎 三〇二 福 岡 三〇三 長 崎 三〇三 同 三〇三 佐 賀 三〇三 宮 崎 三〇三 同 三〇三	東松浦郡入野村並ニ海面 遠賀郡遠賀村水巻村中間町 東彼杵郡折尾瀬村 八女郡中廣川村上廣川村長峰村忠見村 東彼杵郡折尾瀬村 北松浦郡鹿町村並ニ海面 藤津郡久間村 杵島那橋村須古村錦江村 兒湯郡新田村富田村 同郡新田村妻町	九七,〇〇〇 三〇,〇〇〇 一五,七五〇 九,五〇〇 九,〇〇〇 九,〇〇〇 九,〇〇〇 九,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇 九六,三〇〇	宇部市中宇部 福岡市極樂寺町 佐世保市榮町 福岡縣八女郡上廣川村 長崎縣北松浦郡柏木村 佐世保市石坂町 福岡市真砂町 宇部市沖宇部 同 上	福本 梅助 中島 徳松 大塚 徳市 中島 美保 吉居 丑之助 吉原 梅吉 古賀 宗次郎 上田 原千代	三、九 三、四 三、三 三、二 三、一 三、〇 二、九
厚狹郡生田村厚狹町並ニ海面		九七,〇〇〇	宇部市中宇部	三、九			
六七,〇〇 _坪		一〇〇,〇〇〇	宇部市中宇部	三、九			
直方市直方 野上辰之助		福岡市極樂寺町 佐世保市榮町 福岡縣八女郡上廣川村 長崎縣北松浦郡柏木村 佐世保市石坂町 福岡市真砂町 宇部市沖宇部 同 上	福本 梅助 中島 徳松 大塚 徳市 中島 美保 吉居 丑之助 吉原 梅吉 古賀 宗次郎 上田 原千代	三、九 三、四 三、三 三、二 三、一 三、〇 二、九			
三、八							

互助會所屬坑別送炭實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸)

坑主及坑名		上期略計 (四月一九月)	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	下期累計	前年同月
日本化學	高松一礦及二礦	217,013	49,409	51,628	54,461	51,515	50,344		257,357	36,758
"	梅ノ木	70,120	5,865	1,619	54	—	—		7,538	10,872
"	高尾	63,756	10,816	12,989	11,767	8,826	9,177		53,575	9,812
木曾	岩崎	35,558	6,747	7,005	6,689	6,896	6,117		33,454	3,615
深	深坂	53,926	9,269	9,619	11,073	8,554	8,302		46,817	9,252
小	新	63,892	9,532	9,901	11,354	11,825	9,212		51,824	12,557
筑	豐鐵	高江	4,999	1,616	2,193	2,598	2,311	1,860	10,578	1,267
金	丸	海老	20,767	3,692	3,910	4,769	5,019	4,005	21,395	4,011
"	"	高谷	27,338	9,176	5,802	5,933	7,822	6,287	32,020	4,046
"	"	線	13,445	—	—	—	—	—	—	—
"	"	大隈	26,647	4,801	4,400	5,217	5,318	4,474	24,210	4,223
八	隅	大壇	4,653	1,075	904	1,926	1,393	1,031	5,629	608
香	月	野面	5,415	1,301	1,092	1,446	1,566	1,107	6,512	677
末	吉	末吉	22,307	3,865	3,800	4,003	4,078	2,928	18,674	3,704
小	林	新高	28,211	3,881	3,975	5,037	4,911	3,518	21,322	2,800
秋	山	秋山	14,879	2,994	2,809	3,131	3,022	2,477	14,433	2,480
九	州曹	西川	98,480	16,175	17,580	19,812	19,374	14,530	87,471	16,318
藤	井	大成	57,698	—	—	—	—	—	—	—

一

一

(57)

菅江森植	原藤中	神江森白	田藤中山	16,787	3,135	3,276	3,692	4,072	3,116	17,291	2,720
杵秋久	木原山恒	新相漆猪大上笹高玄日本筑麻庄鎮豐新位糸古長	笠田生鼻和山尾倉王吉城紫倉司西州川登飛館禮	1,644	253	228	273	266	156	1,176	297
				4,516	645	807	671	549	420	3,092	808
				1,902	314	471	436	502	277	2,000	386
				4,202	633	483	390	406	157	2,069	974
				56,795	7,115	7,907	8,399	7,605	7,123	38,149	7,095
				44,012	8,313	8,341	8,567	9,727	8,226	43,174	7,400
				81,070	12,855	11,070	12,124	16,077	12,946	65,072	8,892
				19,658	3,615	3,313	3,429	3,733	2,643	16,733	2,963
				43,312	7,566	7,433	7,478	7,318	5,974	35,769	7,728
				1,546	395	279	360	463	410	1,907	249
				942	332	401	486	516	354	2,089	232
				23,840	—	—	—	—	—	—	—
				18,678	2,854	2,874	3,716	3,811	2,807	16,062	3,415
				30,792	4,906	4,876	5,375	5,734	4,706	25,597	6,768
				14,913	3,060	2,511	3,254	2,153	2,478	13,456	3,566
				30,851	1,546	1,721	1,493	3,957	2,971	11,688	4,961
				19,159	3,270	3,436	3,883	3,120	2,726	16,435	3,032
				7,492	922	745	1,099	1,172	1,131	5,069	1,052
				33,718	5,217	5,680	6,303	5,890	5,141	28,231	5,612
				22,587	4,697	5,488	4,900	4,982	4,040	24,107	3,169
				843	211	521	669	580	758	2,739	—
				25,189	4,521	5,173	5,289	5,324	4,274	24,581	3,839
				2,320	415	350	350	461	388	1,964	500
				44,829	6,021	6,010	6,378	4,780	5,637	28,826	8,950

昭大木既無正前對	和谷原	昭大池	和谷田	82,901	14,912	15,513	16,519	14,521	13,495	74,960	14,855
				67,637	11,425	11,898	13,202	13,966	13,808	64,299	12,025
				12,087	—	—	—	—	—	—	—
				1,543,326	246,362	250,031	267,305	264,115	231,531	1,259,344	234,488
				29,131	3,861	3,974	5,099	5,700	7,313	25,947	4,137
				1,514,195	242,501	246,057	262,206	258,415	224,218	1,233,397	230,351
				1,390,110	244,073	253,639	266,704	231,642	254,368	1,250,426	—
				124,035	△ 1,572	△ 7,582	△ 4,498	26,773	△ 30,150	△ 17,029	—
				120,718	22,587	23,948	24,438	22,412	23,607	116,992	21,581
				104,616	18,354	18,191	22,393	19,100	18,460	96,498	17,667
				54,241	8,657	7,692	10,200	9,289	8,066	43,904	9,255
				17,075	2,726	2,736	3,075	3,457	2,728	14,724	2,471
				4,049	694	751	965	875	775	4,060	483
				83,059	17,289	17,508	20,348	20,990	17,773	93,908	8,068
				33,335	8,785	8,483	9,123	7,823	6,517	40,731	6,129
				69,520	16,281	16,212	16,928	15,995	14,404	79,820	6,480
				11,632	1,349	1,121	1,818	1,700	1,228	7,216	660
				12,979	3,098	5,117	3,143	3,887	1,733	16,978	1,419
				11,009	1,853	2,059	2,164	1,892	2,008	9,976	1,419
				2,626	—	—	419	406	446	1,271	1,040
				7,750	1,102	1,148	1,172	1,179	881	5,482	841
				596	290	489	452	424	365	2,020	165
				10,886	3,965	3,729	4,573	6,523	4,758	23,548	—
				2,284	655	808	742	858	824	3,887	—

(19)

一第

五

寶矢藤田岡安小山府佐橋三小總前對	邊永井籠同武林鹿內伯上崎	成加松新三眞新土幸筑寶新上	谷茂矢尾上岡瀨井袋紫滿野田	1,902	480	470	450	194	174	1,768	
				6,661	1,823	2,097	2,253	2,479	1,889	10,541	
				238	—	—	100	442	420	962	
				—	8,718	9,801	11,226	9,492	8,560	47,797	
				—	4,716	6,067	5,688	5,069	3,713	25,253	
				—	6,575	6,342	6,661	5,097	5,830	30,505	
				—	933	1,689	2,104	2,006	1,456	8,188	
				—	—	—	—	1,813	499	2,312	
				—	—	—	—	—	1,312	1,312	
				—	—	—	—	—	936	936	
				—	—	—	—	—	478	478	
				—	—	—	—	—	300	300	
				555,176	130,932	136,458	150,435	143,402	130,140	691,367	78,304
				2,038,502	377,294	386,489	417,740	407,517	361,671	1,950,711	312,792
				1,589,897	290,767	308,770	351,700	304,697	337,674	1,593,608	—
				508,605	86,527	77,719	66,040	102,820	23,997	357,103	—

互助會所屬炭坑炭種別送炭數量內譯表

昭和十二年二月分

(單位噸)

坑主及坑名	塊炭	粉炭	切込粉	粗炭	燧石	無煙炭	微粉	合計
日本化學	13,167	16,097	—	5,974	—	—	490	35,728
"	6,192	6,689	—	1,623	—	—	112	14,616
"	4,566	4,611	—	—	—	—	—	9,177
木深會坂	1,640	2,347	1,750	365	—	—	15	6,117
高松一礦	3,502	4,510	—	184	—	—	106	8,302

一第

一第

(19)

小筑金	林鐵丸	新高海高	手江津谷	2,274	1,611	3,088	2,239	—	—	—	9,212
"	"	老	老	366	763	709	22	—	—	—	1,860
"	"	高	限	840	1,504	1,661	—	—	—	—	4,005
"	"	大	生	1,734	4,196	—	188	—	—	169	6,287
"	"	境	面	1,216	2,836	—	392	—	—	30	4,474
八香末小秋九藤菅江森植菅秋久	隅月吉林山達井原藤中木原山恒	野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	328	556	—	147	—	—	—	1,031
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	371	452	214	15	—	—	55	1,107
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	1,148	1,009	771	—	—	—	—	2,928
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	436	1,258	548	1,276	—	—	—	3,518
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	2,358	119	—	—	—	—	—	2,477
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	1,168	11,125	1,519	583	—	—	135	14,530
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	45	5,829	2,663	—	—	—	23	8,560
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	167	2,051	351	547	—	—	—	3,116
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	8	148	—	—	—	—	—	156
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	23	397	—	—	—	—	—	420
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	30	247	—	—	—	—	—	277
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	—	157	—	—	—	—	—	157
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	240	5,484	606	440	—	—	353	7,123
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	105	2,522	3,720	1,595	—	—	284	8,226
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	825	5,375	3,413	2,761	—	—	572	12,946
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	143	1,056	1,444	—	—	—	—	2,643
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	—	2,364	3,424	—	133	—	53	5,974
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	45	239	—	—	60	66	—	410
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	63	266	—	—	—	17	8	354
		野末新秋西新神江森白新相漆緒大上笹高三	吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	—	1,128	994	—	1,545	46	—	3,713

貝	"	島	上	山	田	203,409	39,338	34,162	38,155	34,968	35,638		70,606	1,934
明	"	治	大	之	浦	703,803	121,909	124,615	139,808	142,879	153,418		296,297	14,125
	"		大	國	辻	213,669	32,125	33,549	38,276	34,459	37,638		72,096	△ 2,042
	"		豐	池	國	257,226	42,756	42,614	46,582	44,400	40,753		85,153	862
	"		赤	治	池	177,737	32,443	35,872	37,812	37,383	36,106		73,489	6,431
嘉	"	穗	明	穗	治	47,250	10,966	12,368	13,989	13,973	14,006		27,979	8,079
平	"	山	嘉	山	穗	153,680	29,142	26,985	29,318	25,577	26,142		51,719	△ 1,716
麻	"	生	平	山	山	147,582	23,778	24,978	27,376	24,016	21,246		45,262	△ 2,523
	"		赤	坂	坂	117,563	20,641	20,001	23,317	21,551	22,253		43,804	613
	"		吉	限	分	127,601	22,014	21,022	24,422	24,182	23,158		47,340	1,323
	"		網	田	雄	93,536	11,816	12,848	15,774	13,019	14,122		27,141	△ 3,952
	"		豆	雄	雄	92,670	16,475	16,734	19,030	15,405	15,168		30,573	△ 3,941
	"		芳	起	行	88,665	15,467	16,732	16,319	15,845	15,212		31,057	18
九	州	鑛	業	行	小	59,848	10,179	10,038	11,090	10,721	10,308		21,029	276
大	"	業	正	中	鶴	250,203	47,944	41,461	40,596	40,417	39,036		79,453	△ 4,313
	"		中	鶴	第	114,961	22,467	23,013	24,120	21,360	21,116		42,476	3,386
藏	"	內	大	峰	地	196,201	34,286	33,819	39,070	37,134	30,587		67,721	△ 351
	"		峰	地	地	104,996	13,059	13,494	16,592	18,739	14,047		32,786	△ 5,791
古	"	河	古	河	下	145,783	25,522	24,105	27,164	23,277	22,513		45,790	△ 5,978
	"		古	河	目	161,442	26,482	26,755	30,301	26,478	27,237		53,716	△ 2,403
住	"	友	中	津	原	207,945	41,187	38,060	42,380	35,162	34,072		69,234	△ 5,548
中	津	原	中	津	原	129,131	3,031	2,557	2,508	2,830	2,247		5,077	695
上	"	野	本	宮	尾	6,336	2,721	2,550	1,826	—	—		7,097	—
合					計	5,742,258	1,035,582	1,011,681	1,105,646	1,055,466	1,038,825		2,094,291	3,909

聯合會所屬會別送炭實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸)

會 組 其 他	上 期 (四月一九月)	十 月	十一 月	十二 月	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	下期累計
九 州	筑豐鑛業會	5,004,366	913,748	896,889	974,937	888,790	922,859			9,601,589
	肥筑鑛業會	925,104	184,746	174,322	208,695	138,998	184,542			1,861,473
	岩屋炭礦	54,891	8,670	9,904	10,738	9,259	10,782			104,241
	三池鑛業所	866,351	155,880	162,803	150,859	152,902	132,335			1,621,432
	松島炭礦	9,536	380	1,289	4,029	207	3,979			19,420
	崎戶鑛業所	413,219	82,301	53,112	99,989	67,300	68,326			783,947
	高島鑛業所	206,826	34,817	41,409	44,407	36,339	34,218			397,816
小 計	7,480,293	1,380,542	1,339,728	1,493,354	1,338,594	1,357,041			14,389,618	
北 海 道	3,705,972	641,514	694,160	716,136	653,045	632,310			7,043,137	
常 磐	44,181	150,408	144,179	179,893	146,901	157,342			1,643,904	
宇 部	1,114,983	206,535	181,908	204,039	190,091	181,329			2,078,885	
合 計	13,145,429	2,378,999	2,975,75	2,593,422	2,328,631	2,328,022			25,154,544	
別 披	福 島	26,220	4,846	6,882	5,567	6,295	6,184			55,994
	彌 生	143,141	23,062	27,509	30,916	28,422	22,410			275,460
	第 二 警 城	16,175	3,938	5,510	7,476	7,275	7,468			47,842
	小 計	185,536	31,846	39,901	43,959	41,992	36,062			379,296
總 計	13,330,965	2,410,845	2,419,876	2,637,381	2,370,623	2,364,084			25,533,840	
對 前 年 增 減	1,006,966	56,945	95,210	261,068	263,100	82,066			1,765,421	
新 加 入	—	2,608	2,538	1,877	退 會	—			6,993	
江 里	32,443	5,779	6,658	6,108	6,653	4,841			62,482	

昭和十二年各月末貯炭高調

(無煙炭及燧石ヲ除キ、坑所貯炭ヲ含マズ)

		十一年十二月末	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末
九 州 北 海 道	若松	65,208	62,934	80,471										
	門司	5,454	5,796	6,256										
	小倉	3,280	4,168	4,069										
	博多	8,775	13,558	17,558										
	唐津	7,161	9,308	14,971										
	白浦	3,766	5,634	6,912										
	相浦	6,801	7,357	5,811										
	長崎	11,121	15,108	12,294										
	宇島	498	1,068	309										
	小計	112,064	124,931	148,651										
	小樽	97,264	109,222	94,905										
	室蘭	73,358	61,523	75,589										
	函館	9,264	10,648	7,645										
	留萌	29,265	20,851	27,428										
釧路	20,322	24,870	27,605											
岩内	13,873	9,089	7,281											
小計	243,346	236,209	240,453											
合計	355,410	316,140	389,104											

京	126,669	137,259	118,839											
名	105,639	102,530	95,456											
古	96,845	85,887	74,495											
阪	13,703	11,637	10,118											
大	342,857	337,313	298,908											
神	698,267	698,453	688,012											
戶	772,053	623,977	553,938	524,035	554,227	553,855	591,536	693,731	691,092	748,480	872,150	872,920	698,267	
合	△23,786	74,476	134,074											
總														
計														
前														
年														
總														
計														
對														
前														
年														
增														
減														

若松港貯炭表 昭和12年4月10日現在

(單位噸)

區	別	築港	礫木棧橋	藤木	二島	新川	中島	合計	比較		
									前回増減	前年同月同日増減	
塊	炭	1,986	5,694	7,717	14,157	3,675	102	33,331	471	20,774	
中	塊	198	10,471	4,022	8,059	5,364	1,220	29,334	3,638	21,191	
切	炭	—	1,001	2,522	507	7,999	8	12,037	695	6,009	
粉	炭	—	29,905	1,478	856	27,545	491	60,275	14,324	33,999	
無	煙	—	12	—	910	171	—	1,093	279	441	
燧	石	—	1,125	—	103	—	—	1,228	△386	605	
合	計	2,184	48,208	15,739	24,592	44,754	1,821	137,298	19,021	83,019	
比	較	前	1,856	39,857	14,651	24,350	36,352	1,211	118,277	△印ハ減ヲ示ス	
		增	328	8,351	1,088	242	8,402	610	19,021		
		前	758	17,690	10,010	3,850	21,451	520	54,279		
		年	1,426	30,518	5,279	20,742	23,303	1,301	83,019		

若松港石炭集散高 四月十日現在					大阪港貯炭			
區 別	4月上旬	前旬=比シ	前年同月同旬=比シ	區 別	4月10日現在	3月31日=比シ	前年同月同日=比シ	
陸運着炭	210,030	△ 26,045	21,955	陸塊炭	39,832	△ 1,212	22,316	
若松驛	128,809	△ 13,747	8,622	上切込炭	750	△ 270	△ 534	
戸畑驛(牧山)	338,839	39,792	30,577	貯粉炭	67,221	4,585	△ 37,853	
計	24,866	2,817	4,250	炭計	107,803	△ 3,103	△ 16,071	
積出炭	272,305	△ 25,962	43,460	海上貯炭	61,014	4,569	11,454	
内移(門司送地)	900	900	900	合計	168,817	7,672	△ 4,617	
國外(其他各埠)	12,634	1,503	△ 1,397					
内移(門司送地)	1,253	153	855					
計	311,958	△ 20,589	50,862					

備考 △印ハ減ヲ示ス

備考 △印ハ減ヲ示ス

若松戸畑其他地區内各驛着炭高

(單位噸)

月 別	陸 運				水 運			合 計
	若松驛	戸畑驛	其他地區内各驛	計	内國移入	外國輸入	計	
上期累計(四月一九月)	3,363,680	1,991,491	1,446,835	6,802,006	319,778	498,848	818,626	7,620,632
十月	623,267	360,166	252,676	1,236,109	68,900	50,350	119,250	1,355,359
十一月	620,192	356,991	234,212	1,211,395	61,035	45,110	106,145	1,317,540
十二月	652,925	389,249	249,072	1,291,246	78,018	58,890	136,908	1,428,154
二十二年一月	612,024	363,748	222,846	1,198,618	72,212	53,137	125,349	1,323,967
二月	589,577	366,955	221,964	1,178,496	74,583	49,768	124,351	1,302,847
三月	674,325	413,324	264,317	1,351,966	75,701	66,998	142,699	1,494,665
下期累計	3,772,310	2,250,433	1,445,087	7,467,830	430,449	324,253	754,702	8,222,532
二十一年度計	7,135,990	4,241,924	2,891,922	14,269,836	750,227	823,101	1,573,328	15,843,164

若松戸畑炭積機別荷卸數量

(單位噸)

區 別	牧山炭積機		新川炭積機		藤木棧橋				藤木炭積機	合 計
	汽船積	帆船積	汽船積	帆船積	東 部	中部甲	中部乙	西 部		
上期累計(四月一九月)	1,472,326	18,315	204,065	135,304	868,963	858,161	826,311	540,722	86,698	5,010,865
十月	262,540	568	42,747	18,566	162,350	154,717	160,021	2,368	19,839	913,716
十一月	269,078	834	41,460	21,243	160,975	165,776	1,575,535	90,332	25,400	932,651
十二月	272,071	6,588	45,544	27,655	169,617	176,457	159,925	94,789	32,818	985,464
二十二年一月	246,600	575	48,552	25,220	157,508	161,341	154,597	94,067	22,051	910,511
二月	251,783	2,305	42,332	26,516	155,104	166,177	147,166	77,588	17,534	886,505
三月	278,585	9,145	44,314	37,483	174,342	181,824	165,664	93,801	16,306	1,001,464
下期累計	1,580,657	20,015	264,949	156,683	979,896	1,006,292	944,926	542,945	133,948	5,630,311
二十一年度計	3,052,983	38,330	469,014	291,987	1,848,859	1,864,453	1,771,237	1,083,667	220,646	10,641,176

若松地方別積出炭

(單位噸)

區 別	京 濱	伊 勢 灣	阪 神	瀬戸内海	門 司	山陰北陸	朝 鮮	其 他	外國輸出	合 計
上期累計(四月一九月)	315,670	562,941	1,973,448	1,038,562	308,233	203,318	179,877	151,387	45,021	4,778,457
十月	57,680	109,560	371,918	182,892	49,246	30,904	36,657	30,390	10,276	879,523
十一月	53,981	111,013	384,121	183,422	61,655	28,911	40,361	30,494	4,743	898,701
十二月	68,656	121,482	399,695	214,758	60,086	24,573	49,975	23,030	10,773	973,028
二十二年一月	70,799	103,576	354,730	188,617	53,166	19,832	28,411	26,993	7,605	853,729
二月	55,017	121,866	375,161	177,646	53,475	19,167	25,406	24,511	4,687	856,936
三月	87,682	129,803	396,197	209,607	56,318	29,312	21,917	30,279	6,255	967,370
下期累計	393,815	697,300	2,281,822	1,156,942	333,946	152,699	202,727	165,697	44,339	5,429,287
二十一年度計	709,485	1,260,241	4,255,270	2,195,504	642,179	356,017	382,604	317,084	89,360	10,207,744

(70)

第一

一

若松船種別積出炭

(單位噸)

區別 月次	帆船		被曳船	機帆船	汽船				合計
	內國	內國	內國	內國	外國	燃料			
						內國船	外國船		
上期累計 (四月一九月)	1,216,605	790,016	940,570	1,786,245	45,021	213,049	35,893	5,027,399	
十月	218,652	134,511	174,925	341,159	10,276	42,430	7,221	900,174	
十一月	219,662	135,883	195,525	342,888	4,743	38,292	5,309	942,302	
十二月	237,863	144,813	197,028	382,551	10,773	44,091	3,748	1,020,867	
二十二年一月	201,613	128,425	186,607	329,479	7,605	39,275	2,921	895,925	
二月	195,665	145,431	183,501	327,652	4,687	38,360	1,619	896,915	
三月	221,908	152,695	213,257	373,255	6,255	42,237	2,066	1,011,673	
下期累計	1,295,363	844,758	1,150,843	2,096,984	44,339	244,685	22,884	5,696,856	
十一年度計	2,511,968	1,631,774	2,091,413	3,883,229	89,360	457,734	58,777	10,724,255	

若松着炭五箇年對照

(單位噸)

若松積出炭五箇年對照

(單位噸)

年別 月次	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	昭和7年	年別 月次	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	昭和7年
	(上期累計 四月一九月)	7,620,632	6,544,176	6,191,772	5,453,269		4,513,836	(上期累計 四月一九月)	5,027,399	4,417,702	4,150,227
十月	1,355,359	1,205,674	1,010,384	1,029,532	823,461	十月	929,174	894,664	763,502	735,505	669,380
十一月	1,317,540	1,195,167	1,098,160	1,107,081	872,013	十一月	942,302	830,468	821,000	806,356	767,081
十二月	1,428,154	1,268,646	1,186,251	1,222,036	952,162	十二月	1,020,867	859,977	934,412	853,846	797,708
二十二年一月	1,323,967	1,122,941	1,126,052	1,065,538	832,869	二十二年一月	895,925	765,233	797,644	713,185	677,123
二月	1,302,847	1,207,606	1,061,376	1,062,993	872,540	二月	896,915	878,960	774,192	777,913	674,270
三月	1,494,665	1,386,913	1,202,532	1,203,123	973,841	三月	1,011,673	989,024	821,187	850,187	715,206
下期累計	8,222,532	7,386,947	6,684,755	6,690,303	5,326,886	下期累計	5,696,856	5,218,326	4,911,937	4,737,002	4,300,768
十一年度計	15,843,164	13,931,123	12,876,527	12,143,572	9,840,722	十一年度計	10,724,255	9,636,028	9,062,164	8,678,136	7,389,919

第一

一

(71)

互助會所屬郡別坑夫調

昭和十二年二月分

種別	遠賀	鞍手	嘉穂	田川	箱屋	長崎	佐賀	合計		
坑	採炭夫	男	4,735	3,334	3,755	1,304	1,768	1,531	207	16,634
		女	637	594	693	80	23	177	39	2,243
	支柱夫	男	728	1,079	2,463	554	1,076	942	45	6,887
		女	111	111	193	16	23	109	13	576
	運搬夫	男	190	108	185	49	72	130	16	750
		女	159	73	164	69	55	74	7	601
	機械工	男	221	78	151	54	112	61	5	682
		女	117	143	119	109	100	69	7	664
	計	男	6,138	4,817	7,094	2,138	3,182	2,802	287	26,458
		女	760	703	629	97	47	291	52	2,579
外	選炭夫	男	556	460	851	302	327	106	48	2,650
		女	487	373	509	141	211	160	23	1,904
	運搬夫	男	439	209	510	105	263	163	39	1,728
		女	220	130	265	91	112	51	8	877
計	男	511	217	309	180	85	91	8	1,401	
	女	1,758	887	1,769	514	720	440	101	6,189	
合計	男	455	502	675	305	278	131	25	2,371	
	合計	9,111	6,909	10,167	3,054	4,227	3,664	465	37,597	

互助會所屬郡別坑夫移動調

昭和十二年二月分

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	合 計	
雇 入	炭 柱 夫	670	451	586	298	478	503	63	3,049
	支 柱 夫	52	79	290	36	60	219	—	736
	其 他 夫	204	84	267	56	75	98	8	792
	計	926	614	1,143	390	613	820	71	4,577
解 雇	炭 柱 夫	665	462	616	173	408	516	38	2,878
	支 柱 夫	70	58	273	41	82	155	—	679
	其 他 夫	166	75	391	56	79	97	7	871
	計	901	595	1,280	270	569	768	45	4,428

互助會所屬郡別就業歩合表

昭和十二年二月分

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	合 計
探 炭 夫	0,688	0,735	0,653	0,696	0,700	0,672	0,665	0,687
支 柱 夫	0,787	0,737	0,671	0,781	0,764	0,750	0,840	0,761
全 續 夫	0,777	0,743	0,719	0,726	0,750	0,670	0,770	0,736

互助會所屬坑夫一日當リ平均郡別賃金表

昭和十二年二月分

(單位圓)

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	平 均	
坑 内	探 炭 夫	1,767	1,459	1,756	1,596	1,682	1,850	1,535	1,663
	支 柱 夫	1,541	1,342	1,646	1,387	1,486	1,705	1,250	1,479
	運 搬 夫	1,323	1,106	1,226	1,109	1,442	1,235	1,180	1,233
	機 械 夫	1,189	1,257	1,152	1,144	1,223	1,132	1,120	1,150
	工 作 夫	1,331	1,343	1,279	1,222	1,310	1,337	1,055	1,174
	雜 平 均	1,126	976	1,077	952	1,094	1,033	960	1,031
坑 外	選 炭 夫	718	664	629	593	606	697	635	649
	運 搬 夫	1,133	1,011	1,272	966	1,110	1,032	890	1,059
	機 械 夫	1,189	1,305	1,193	1,119	1,262	1,230	1,275	1,224
	工 作 夫	1,309	1,453	1,236	1,191	1,346	1,235	1,165	1,276
	雜 平 均	869	887	883	803	598	687	690	774
	平 均	1,061	989	1,043	911	956	1,017	815	970
總 平 均	1,487	1,228	1,394	1,200	1,314	1,387	1,140	1,303	
在籍一人一ヶ月當金平均賃	31,059	25,711	31,151	28,006	26,955	30,043	25,965	28,413	

編輯後記

本會報は編輯の都合上本月より発行日を毎月二十日に變更した。

昭和石炭株式會社事務取締役古川慶三氏の「本邦石炭鑛業の趨勢」は、昭石社の正確なる調査を基礎として過去に於ける石炭の需給状況及び將來に於ける需要増加の見透しを述べ、尙本邦石炭鑛業が激増する需要を賄ふに充分なる自信ある事、強靱なる弾力性を有する事を力説されてゐる點は注目し得る。

本會主事風戸道康氏の「最近に於ける互助會炭業の概観」中の「生産並に販賣統制概要」に於ては新設會社の活動状況を識る事が出来「勞働事情」の項は本會が礦夫統制組合の組織を目論んでゐる折柄相當の好

參考資料であらう。

坂本行敏氏の「礦夫の雇傭勞役に關する講演」は同氏多用の爲今回は休稿された。

投稿規定

△石炭鑛業に關する原稿

- 一、探鑛、保安、勞務に關するもの
- 二、石炭需給又は統制に關するもの
- 三、法規、經濟に關するもの

- 一、原稿締切……毎月五日
- 一、文章は平易を旨とすること
- 一、文字は楷書にて明瞭に記すこと

水洗機、選炭機
各種選鑛機
昇降機、輸送機
捲揚機、粉碎機
鐵骨建築
水管、風管、タンク
機械据付並ニ組立
各種設計並ニ工事監督

福岡縣若松市濱之町

永田製作所

所主 永田正男

電話(長)一六九番

(出張所) 東京市麴町區丸ノ内ル四階四一

電話四八〇九番

互助會報・第二卷・第四號

購 一冊 金參拾錢 郵税共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十二年四月十七日印刷納本
昭和十二年四月二十日發行

若松市堺町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戸道康

編輯人 川浪作藏

福岡市古小路二五番地

印刷所 山田印刷所

福岡市古小路二五番地

印刷所 山田印刷所

若松市堺町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話(長)四七八番
電話(短)七〇九番

昭和十二年四月十七日印刷
昭和十二年四月二十日發行

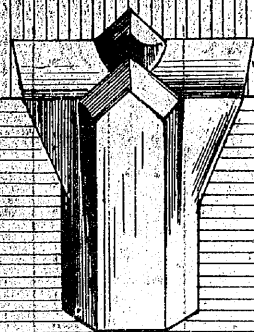
石炭鑛業互助會報

發行所

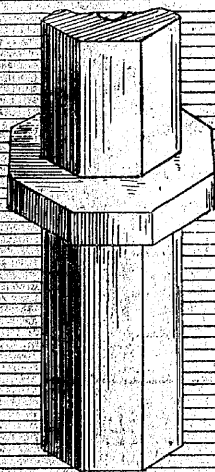
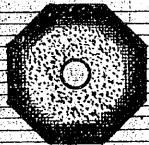
若松市堺町二丁目

石炭鑛業互助會

SCHOELLER NORMALIZED HOLLOW ROCK DRILL STEEL



"MK EXTRA"



見よ? 調質中空鋼の偉力...

從來ノ中空鋼ニ比シ双先ノ磨滅ハ約50%ニ低減シ硬質軟質ヲ問ハズ迅速ニ穿孔シ得ル此事實ハ特殊成分ノ含有ニ依ルコトハ明カデアレガ更ニ如何ナル長サノモノデモ悉ク全長ニ亘リ秘法ニヨル調質ヲ施行シ外部組織ハ極メテ硬ク且強靱性アリ内部ハ極メテ軟カク且強靱性ニ富ミ決シテ中途ヨリ折損スルコトナク無理ナル摩動ニサヘ耐ヘ得ル(斷面圖參照)特性アリ

極メテヨク切レ腰折レセズ
磨滅セザル事實ハ能率ニ於
テ 200%~300%ヲ發揮シ

掘進及採炭力ノ倍加ヲ計畫シ得ル
コトニナル

乞フ優秀成分ノ調質中空鋼
ノ永久的御愛用ヲ

在庫豊富 納入迅速

柏印鋼
總發売元

合居
會社

高口商店

本店 福岡市筑屋町八
電話 { 長六元〇五
支店 東京 大阪 小倉
京城 大連